

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 3 - 3
- 2 案件名 コミュニティFM放送番組制作及び放送業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日 ～  
令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市逆瀬川1丁目11-1  
社名： 株式会社エフエム宝塚

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

幅広く市民に市政情報を発信するための有効な広報手段の一つとして、コミュニティFM放送による情報発信がある。(株)エフエム宝塚は、地元に着した番組を多く放送しており、災害時の緊急な情報提供の場合でも対応できるという地元FM局ならではのメリットがある。市内で唯一のコミュニティFM局である(株)エフエム宝塚のほかには契約の相手方はいないため、上記業者と契約する。

### 7 問い合わせ先

課名： 広報課

内線： 2032

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 3—1 1
- 2 案件名 令和 5 年度 (2023 年度)「広報たからづか」宅配業務 (単価契約) 委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ~ 令和 5 年 (2023 年) 10 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所 伊丹市大鹿 6 丁目 6 8 番地  
社名 ジャパンメッセンジャーサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当
- (指定理由)  
広報たからづかの印刷製本契約において、令和 5 年 5 月号から 32 頁構成を新たに追加したが、現在の宅配業務の単価契約には 36 頁から 44 頁までの単価しかない。32 頁単価を設定し、確実な配送業務を行うために、同契約の受託者であるジャパンメッセンジャーサービス株式会社と特名随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先  
課名 : 広報課  
内線 : 2 0 3 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K4-20
- 2 案件名 ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等保守委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該契約は令和4年度契約「【K4-13】ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の構築業務委託」で上記相手方から導入したぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の保守に係る契約です。当該システムを、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、導入事業者として当該システムの仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。  
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：4702・4704

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 3 0
- 2 案件名 市民税賦課収納システムのOS更新作業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から  
令和5年(2023年)9月30日まで
- 5 契約相手方  
住所 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号  
社名 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
市民税賦課収納システムについては、平成29年1月1日から令和5年12月31日までの長期継続契約を締結しています。  
市民税賦課収納システムは、日立システムズ製のパッケージ「ADWORLD」を利用していますが、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、当該作業は上記契約相手方しか実施できません。  
以上のことから、上記契約相手方と特名による契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：4703

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 9 4
- 2 案件名 宝塚市統合運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

本業務の委託対象となるのは、①情報システム、②サーバ統合化基盤システム及び③共通基盤システムの運用です。

①情報システムは、本市のネットワークを構成するサーバ・パソコン・ネットワーク機器ですが、その運用にあたっては、既存機器の仕様や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通していることが必要です。

②サーバ統合化基盤システム及び③共通基盤システムは、仮想化技術によってサーバ台数の削減を図る基盤、各課業務システムが共通利用するデータを取りまとめて連携するための基盤ですが、その運用にあたっては、①情報システムの機能の利用を前提としています。そのため、①情報システムの構成・運用に精通していることが必須となります。

上記業者は、各システムの構築業者でもあり、セキュリティ強化対策のため、度重なる本市ネットワーク構成見直し作業を実施してきました。そのため、本市の既存の機器や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通しており、各システムの安定運用の維持や、万が一の障害発生時においても迅速な対応が可能であることから、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。

- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2559

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 6
- 2 案件名 行政情報サービス i J AMP 使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 東京都中央区銀座5丁目15番8号  
社名 株式会社時事通信社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
庁内のパソコンから、最新の国の施策や補助金、他自治体の事例など、業務に活用できる質の高い情報を各部署が効率的に収集でき、L G W A N 経由の配信が可能な行政情報サービスは「i J A M P (官庁速報)」のみであり、当該サービスは上記相手方のみが取り扱っているため。
7. 問合わせ先  
課名：情報政策課  
内線：4705

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 7
- 2 案件名 住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステム使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 5 年 ( 2 0 2 3 年 ) 4 月 1 日 ~  
令和 6 年 ( 2 0 2 4 年 ) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所 兵庫県豊岡市桜町 10-11  
社名 C A M E L 株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該契約は令和 4 年度に「【K4-16】住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステム導入に関する契約」で上記相手方から導入した住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステムの使用に係る契約です。上記相手方以外では当該システムの提供を受けることが出来ません。以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課  
内線：4704

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9
- 2 案件名 申請管理システムライセンス使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該契約は令和4年度契約「【K4-13】ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の構築業務委託」で上記相手方から導入した申請管理システムの使用に係る契約です。上記相手方以外では当該システムの提供を受けることが出来ません。以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課  
内線：4702・4704



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 3 1
- 2 案件名 市民税賦課収納システムのみドルウェア使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 納入期限 令和5年(2023年)9月30日
- 5 契約相手方  
住所 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号  
社名 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
市民税賦課収納システムについては、平成29年1月1日から令和5年12月31日までの長期継続契約を締結しています。  
市民税賦課収納システムは、日立システムズ製のパッケージ「ADWORLD」を利用していますが、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、OS更新作業は上記契約相手方しか実施できません。OS更新作業を実施するにあたって調達するみドルウェアはシステム稼働に直結するものになります。上記相手方以外から調達したものであれば、システムに不具合が起こった際に、責任の所在が不明確になり、迅速に対応することができず、業務に影響を及ぼします。  
以上のことから、上記相手方と随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課  
内線：4703

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K4 — 76
- 2 案件名 宝塚市サーバ統合化基盤(二次稼働分)の賃貸借及び保守に関する契約 (再リース)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和6年(2024年) 3月31日  
(履行期間) 令和5年(2023年) 4月 1日 ~  
令和6年(2024年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所: 大阪府大阪市淀川区宮原 3-3-31  
社名: 三菱 HC キャピタル株式会社 関西法人支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
(指定理由)  
本案件については、上記契約相手方とのリース契約期間が令和4年9月30日をもって満了し、令和5年3月31日まで再リース契約を締結していますが、次期サーバ統合化基盤の導入まで現行機器を使用する必要があります。  
以上のことから、上記相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
7. 問合わせ先  
課名: 情報政策課 内線: 4703

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KS05-04
- 2 案件名 宝塚市業務改革支援業務
- 3 案件場所 宝塚市役所本庁舎内など
- 4 契約期間 契約の日から  
令和6年(2024年)3月31日(日)まで
- 5 契約相手方  
住所： 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング  
社名： デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務の目的は、経営改革の推進に資する業務改善のさらなる取組を推進することである。

そのため、令和元年度に当該事業者と共同研究を開始してから、昨年度に至るまで、本市の実態に即したBPRやRPA等の導入および技術的支援のほか、必要な研修やワークショップ等を実施、展開してきた。

今年度は、行財政経営方針に定める3つの基盤強化の最終年度として、これまでの取組で得られた知見を最大限活用しつつ、取り組みの成果を有機的に連携させたうえで庁内に展開し、将来的な自走化に向けた取組を進めていく必要がある。

そのため、当該事業者を指名して特名随意契約を締結する。

### 7 問合わせ先

課名： 経営改革推進課 内線： 2167

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 Z13-2
- 2 案件名 統一的基準に基づく財務書類等作成業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 令和5年(2023年)4月20日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府中央区南久宝寺4丁目1番2号 7階  
社名：菅原正明公認会計士・税理士事務所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

統一的基準に基づく財務書類等の作成に関しては、総務省の基準に基づき作成するものです。

この基準に基づく判断とは、細部まで明確に示されているものではなく、逸脱できない基準はあるものの、自治体に裁量の余地があるルールとなっています。したがって判断によっては、財務書類の数値に影響を与えることも多いうえに、この判断は、数値上の判断だけではなく、過去からの経緯を踏まえて判断すべきことも多々あります。

また、当該委託においては市の財務書類にかかる顧問業務が含まれており、議会、監査、市民等からの質疑に対し専門家の立場として意見をもらう業務も包括されており、こちらについても過去の経緯を踏まえた判断も重要となります。

以上2点の理由により当該業務委託には継続性が重要であることから、当該業者を指定します。

- 7 問合わせ先  
課名：財政課 内線： 2013

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 2 0
- 2 案 件 名 市税クレジット収納事務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月 1日～  
令和6年(2024年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住 所： 大阪府大阪市北区大深町4番20号  
社 名： 株式会社エフレジ
- 6 指 定 理 由  
(根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指 定 理 由)  
本市で導入している納付書スキャン方式によるクレジット収納は、コンビニ収納事務に使用するバーコードを活用した収納方式である。現在コンビニ収納事務に使用しているバーコードをそのまま使用できるのが株式会社エフレジのみとなるため、株式会社エフレジと随意契約を締結する。
- 7 問 合 せ 先  
課 名： 市税収納課 内 線： 2 4 3 4

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号           S K 1 - 1
  
- 2 案件名             法律相談業務委託
  
- 3 案件場所           宝塚市東洋町 地内
  
- 4 契約期間           令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日
  
- 5 契約相手方  
    住所：           神戸市中央区橋通 1 丁目 4 番 3 号  
    社名：           兵庫県弁護士会
  
- 6 指定理由  
    (根拠)  
        地方自治法施行令    第 1 6 7 条の 2 第 1 項第   2   号該当  
        宝塚市契約規則       第 2 0 条第 1 項但書該当  
  
    (指定理由)  
        弁護士法により法律相談を業として行う者は、弁護士に限定されているため、法律相談を行える団体は、弁護士で構成されている法人である弁護士会以外にはありません。  
        また、弁護士会は弁護士法で地方裁判所の管轄区域ごとに設立することになっています。本市を担当する弁護士会は、兵庫県弁護士会となっていることから、兵庫県弁護士会と随意契約するものです。
  
- 7 問合せ先  
    課名：           市民相談課           内線：   2 4 7 7

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 SK2-2
- 2 案件名 市民活動促進支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号  
社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本市は、協働のまちづくりのために市内にNPO法人設立の促進を図ることを重要な施策と位置付けている。宝塚NPOセンターは、平成10年4月に市内で唯一のNPO法人に対する中間支援組織として設立された。同NPOセンターは、これまで市内における非営利の公益活動を行う団体の法人化に向けた相談業務や支援事業を行うとともに、既に設立されたNPO法人に対しては、継続的・効率的な運営が図れるよう経営相談等の活動を行っており、その実績は、市内外で高く評価されている。市内にはNPO法人に対する中間支援組織は当該団体以外にはないこと、また、「宝塚市みんなのまちづくり協議会ポータルサイト」を同NPOセンターが作成しており、システム等を熟知し、効率的な運営が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先  
課名：市民協働推進課 内線：2037

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 宝窓委－1
- 2 案件名 令和5年度 戸籍システムソフトウェア等保守業務委託  
(令和5年4月分から令和6年3月分)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号  
社名：富士フイルムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
7. 問い合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2472



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号           R5宝窓委-6
  
- 2 案件名           国民年金窓口受付業務委託
  
- 3 案件場所       宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所窓口サービス課
  
- 4 契約期間       令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
  
- 5 契約相手方  
    住所：神戸市中央区下山手通7丁目10番4号 兵庫県社会保険労務士会館  
    社名：兵庫県社会保険労務士会
  
- 6 指定理由  
    (根拠)  
        地方自治法施行令 第167条の2第1項   2  号該当  
  
        宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
    (指定理由)  
        社会保険労務士会は、社会保険労務士法の規定により厚生労働大臣の認可を受けて設立される法人で、社会保険労務士として登録したものは当然に各都道府県単位で設置される社会保険労務士会に入会するものとされています。  
        (社会保険労務士法 第25条の26、第25条の29)  
        今回の業務委託契約については、社会保険労務士を窓口受付業務に従事させるものであり、年間を通じて資格を有する社会保険労務士を派遣することができるのは、本市を担当区域とする兵庫県社会保険労務士会に限られるため、同会と随意契約を締結するものです。
  
- 7 問合わせ先  
    部課名： 市民交流部市民生活室窓口サービス課      内線： 2494

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R5宝窓委ー18
- 2 案件名 令和5年度申請書作成支援システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市役所 窓口サービス課
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当  
  
(指定理由)  
本件は、すでに稼働している申請書作成支援システムの保守委託を行うものであり、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2652

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 宝窓使－ 1
- 2 案件名 戸籍総合システムソフトウェア賃貸借に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から  
令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 17 号  
社名：富士フィルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
戸籍総合システムのソフトウェアは、現在稼働中の住民基本台帳システム、  
コンビニ交付システム及び住民基本台帳ネットワークシステムと密接に連携し  
ており、既に連携のための改修が行われている上記相手方のソフトウェアを引  
き続き選定しなければ、安定して業務を継続することが困難になる。  
また、同ソフトウェアの著作権を保有しているのは上記相手方のみであるこ  
とから、随意契約を締結するものである。
- 7 問い合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2472

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R5宝窓使-4
- 2 案件名 令和5年度デジタル複合機の賃貸借及び保守に関する契約  
(再リース)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 他 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所:神戸市西区伊川谷町有瀬301番地  
社名:第一電子株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則第21条  
  
(指定理由)  
現在利用中のデジタル複合機については、新たな契約による更改が行われる  
までの間も、業務上安定して利用する必要があります。  
また、上記相手方は現在の契約相手先でもあることから機器について十分な  
知識と保守が可能なため、業務継続性の観点から、上記相手方と引き続き契約  
を締結するものです。
7. 問合わせ先 課名:窓口サービス課 内線:2682

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－9
- 2 案件名 宝塚市国民健康保険診療所 エックス線撮影装置保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市大原野字南穴虫1番地の85  
宝塚市国民健康保険診療所
- 4 契約期間 契約日 から 令和10年(2028年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区江戸町93 栄光ビル5階  
社名：島津メディカルシステムズ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該装置は株式会社島津製作所の製品であり、同社医療機器の設置、保守点検を行っている島津メディカルシステムズ株式会社でなければ、保守業務委託ができないため。
- 7 問合わせ先  
課名： 国民健康保険課 内線：2664

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

国保委 - 17

2 案件名

第2期データヘルス計画データ分析事業業務委託

3 案件場所

宝塚市東洋町外地内

4 契約期間

契約締結日～令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所： 東京都品川区西五反田1丁目3-8 五反田Place2階

社名： 株式会社キャンサーズキャン

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

第3期データヘルス計画を策定するにあたり、都道府県と保険者が共通の認識を持ち、都道府県単位で標準化された保健事業を展開するよう、国から方針が示されました。これを受け、兵庫県においても県下全市町で統一した評価指標等の設定が必要であり、各市町の現計画の分析・評価や次期計画(案)の作成を県が一括して行うこととなりました。そのため、県が本事業を行うにあたり選定した業者と業務委託契約を行う必要があり、自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、事業者と特名随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名： 国民健康保険課

内線： 2661

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 例規執務サポートシステム使用許諾契約
- 2 案件場所 総務部行政管理室総務課
- 3 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
- 4 契約相手方

住 所： 大阪府中央区谷町三丁目1番9号

社 名： 株式会社ぎょうせい関西支社

5 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約の相手方は、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であること、本市における例規集の整備（加除）の実績が豊富であることが求められる。これらの条件を満たし、本市が仕様として要求する、例規改め文自動生成機能を有するシステムを提供できる業者は、株式会社ぎょうせいと他1社しか存在しない。

現在稼働中のデータベースは、現時点での例規内容のみならず、改正等の内容も含め過去各時点での例規内容で構成されており、それぞれの内容は株式会社ぎょうせいの例規執務サポートシステムの仕様に合わせ作成している。

特に、改正等の内容を含む過去各時点での例規内容は、法制執務上不可欠なデータであり、他社システムを導入して当該データを不備なく搭載するには、相当の費用及び検証が必要となることを見込まれる。

以上のことから、本契約の相手方として、株式会社ぎょうせいを指定することとする。

6 問合せ先

課 名： 総務部行政管理室総務課

内 線： 2057

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－3
- 2 案件名 宝塚市例規集（データベース）更新データ作成業務委託契約
- 3 案件場所 例規集データベースのサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方

住 所： 大阪府中央区谷町三丁目1番9号

社 名： 株式会社ぎょうせい関西支社

### 6 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

- (1) 現在、例規集初期データは、(株)ぎょうせいの例規執務サポートシステム仕様で作成しており、他の業者が当該業務を行うためには、その業者のシステムに適応させるために当該初期データを修正するために膨大な作業時間を要すること。
- (2) 株式会社ぎょうせいは、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であり、本市職員の負担を軽減し、また職員に異動等があってもデータベースの正確性が確保されること。
- (3) 株式会社ぎょうせいは、昭和32年の初版例規集発行から例規集を整備しており、本市における法制上の取扱いを熟知していること。

### 7 問合せ先

課 名： 総務部行政管理室総務課

内 線： 2057



特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－４８
- 2 案件名 市庁舎非常用発電機保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月１日 ～ 令和５年（２０２３年）９月３０日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県尼崎市潮江１丁目３番３０号（KDIビル３階）  
社名：ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該機器はヤンマーエネルギーシステム株式会社の製品であり同社が製品の保守管理を行っていることから、故障発生時の責任範囲を明確にするために同社に委託するものです。
7. 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－４８
- 2 案件名 第二庁舎非常用発電機保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月１日 ～ 令和５年（２０２３年）９月３０日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県尼崎市潮江１丁目３番３０号（KDIビル３階）  
社名：ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該機器はヤンマーエネルギーシステム株式会社の製品であり同社が製品の保守管理を行っていることから、故障発生時の責任範囲を明確にするために同社に委託するものです。
7. 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委-68
- 2 案件名 第二庁舎がスヒートポンプ・マルチエアコン等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区錦町4-8 2  
社名：ダイキン工業(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
第二庁舎は24時間稼働していることからダイキン製エアコンの24時間遠隔監視と緊急対応が唯一可能な同社に保守点検を委託する。
7. 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2065

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委-67
- 2 案件名 市庁舎電気式マルチエアコン等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和5年(2023年)9月30日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市浪速区稲荷2丁目2番16号  
社名：扶洋メンテナンスシステム株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
市庁舎電気式マルチエアコンは300台以上が中継ユニット・制御ユニットを介して複雑に構成されており、本市専用の制御プログラムで集中管理運用されている。  
同社は設置工事に携わっており、本市市庁舎電気式マルチエアコンの構成及び制御プログラムを理解している唯一の事業者であることから、同社に保守管理を委託する。
7. 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2065

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委-67
- 2 案件名 第二庁舎電気式マルチエアコン等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区錦町4-8 2  
社名：ダイキン工業(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
第二庁舎は24時間稼働していることからダイキン製エアコンの24時間  
遠隔監視と緊急対応が唯一可能な同社に保守点検を委託する。
7. 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委-19
- 2 案件名 市庁舎消防用設備等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~ 令和5年(2023年)9月30日
- 5 契約相手方 ホーチキ株式会社関西支店  
東大阪市水走3丁目6番41号

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

市庁舎の自火報設備は複雑かつ規模が大きく本市独自仕様となっている。本件業務を適正、円滑に遂行するためには、設備の独自仕様に精通していることが必要である。ホーチキ(株)は、本市消防設備の施工業者であり、独自仕様に精通している唯一の事業者であることから、同社を指定する。

### 7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2065

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委-19
- 2 案件名 第二庁舎消防用設備等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~ 令和5年(2023年)9月30日
- 5 契約相手方 ホーチキ株式会社関西支店  
東大阪市水走3丁目6番41号

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

第二庁舎の自火報設備は本市独自仕様となっている。ホーチキ㈱は、本市消防設備の施工業者であり、独自仕様に精通している唯一の事業者であることから、同社を指定する。

7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－52
- 2 案件名 第二庁舎エレベーター保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日  
～ 令和5年(2023年)9月30日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区加納町4-2-1  
社名：東芝エレベータ(株) 兵庫支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
第二庁舎エレベータは、東芝エレベータ(株)製で、メーカー間に共通性のない固有のものとなっていることから、他メーカー等による保守管理はトラブル・故障発生時の責任範囲が不明確なものとなります。  
また、平成21年のエレベータによる死亡事故以来、エレベータの点検については十分に専門的知識を持った事業者と契約を行うよう、国交省も指導を行っています。(平成28年 昇降機の適切な維持管理に関する指針)  
これらの理由から同社を指定します。
7. 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2065



特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－69
- 2 案件名 市庁舎空調機保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和5年(2023)9月30日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市淀川区野中北1丁目5-21  
社名：三菱重工冷熱株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
市庁舎空調機設備は、中央監視装置と繋がっており独自仕様となっている。  
同社は納入時から携わっており、保守点検の業務を遂行するうえでこの独自  
仕様を把握している唯一の事業者であることから同社を指定する。
- 7 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2065

## 特名随意契約理由書

- 1 案件番号 庁管－1
- 2 案件名 宝塚市第二庁舎総合管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）9月30日まで
- 5 契約相手方  
住所 : 大阪市北区大淀南1丁目11番16号  
社名 : 大都美装（株）
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
令和4年12月末に竣工した宝塚市役所第二庁舎の総合管理業務（電気設備等保守管理業務、保安警備・当直業務、清掃業務、受付・案内業務）については、同一敷地内にある既存の本庁舎と一体で管理することが必要である。特に電気設備等の保守や保安業務については、機器が連携していることから、責任を明確化させるためにも総合的に管理しなければ適正に庁舎管理業務を実施することができない。  
このように、第二庁舎の業務と本庁舎の業務の連携が必要不可欠であり、総合的に管理できる事業者は現行の本庁舎総合管理業務を委託している事業者の他にないことから、第二庁舎の総合管理業務については当該事業者と特名随意契約を締結するものである。
- 7 問合せ先  
課名：管財課 内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—76
- 2 案件名 セクシュアルマイノリティ電話相談業務
- 3 案件場所 兵庫県宝塚市中野町4-1-1
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県宝塚市中野町4-1-1  
社名：特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

セクシュアルマイノリティ電話相談では、性自認や性的指向など性に関する悩みをはじめ、それに付随する人間関係や職場についてなど幅広い相談を受けています。相談者に年齢制限はなく、当事者本人、家族、友人、教員など誰でも相談できるようにしています。

セクシュアルマイノリティの相談は、長い期間をかけて信頼関係を築きながら相談に対応する必要性があり、本市のセクシュアルマイノリティ電話相談業務も開始から受託し、相談者の方との信頼関係が築かれている当該団体と契約するものです。

### 7. 問合わせ先

課名：人権男女共同参画課 内線：2467

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－7
  
- 2 案件名 市立人権文化センター窓口受付・相談業務委託
  
- 3 案件場所 宝塚市中野町外 地内
  
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
  
- 5 契約相手方  
住 所 宝塚市中野町22番19号  
社 名 宝塚市人権文化活動推進連絡協議会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

人権文化センターは、あらゆる人権が尊重されるまちづくりをめざして、人権学習会、相談事業及び交流事業等を実施しています。人権文化センターが住民にとって身近で信頼される相談機関であるためには、相談案件の解決を通じて、住民とともに人権問題を解決していくという基本的な立場が必要です。

平成14年度から職員の勤務体制が変更され、17時30分以降の夜間の窓口受付、講座等案内及び相談業務等については、職員以外の者による円滑な業務対応が必要となっていることから、当センターの事業の主体は同じで、その責任所在は市にあるものとして当該事業を委託しようとするものです。

宝塚市人権文化活動推進連絡協議会は、人権文化活動の推進を図ると共に住民相互の連帯感を養い、人権問題に対する正しい認識と深い理解を広めるための活動をしており、人権文化センターの設置目的や役割を正しく認識し、窓口受付・相談業務の事業者として最もふさわしい団体であるため、当該団体と契約するものです。

### 7 問い合わせ先

課名：くらんど人権文化センター 内線：8138

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 ひょうご防災ネット（宝塚市安心メール）使用

3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内

4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日から  
令和6年（2024年）3月31日まで

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
社名： 株式会社ラジオ関西

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

ひょうご防災ネットは、兵庫県が株式会社ラジオ関西に依頼して開発したシステムであり、県下市町が株式会社ラジオ関西に使用料を支払うことにより開発費を抑えつつ同じプラットフォームでメール配信ができる仕組みである。このシステムを提供できるのは当該事業者のみであるため、同者を特名随意契約の相手方とする。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 宝塚市防災行政無線  
スマートフォンアプリ「コスモキャスト」サービス利用契約

3 案件場所 宝塚市東洋町1-1 地内

4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで

5 契約相手方

住所： 大分県別府市大字野田807番地の3  
社名： 株式会社サークル・ワン

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本サービスは防災行政無線と連携して、市民が保有するスマートフォンを通じて、一斉もしくは登録地域ごとに避難の呼び掛けや緊急連絡を可能とするものであり、防災行政無線の放送が聞こえにくい屋内や山間部への災害情報伝達を目的としている。

本サービスは株式会社サークル・ワンが開発し特許を取得している装置を通じて起動させるため、同社以外の業者で構築することができない。

以上の理由から、株式会社サークル・ワンとサービス利用契約することとする。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：4811

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委—1
- 2 案件名 宝塚市災害情報システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市総合防災課が指定した場所
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月 1日 ~  
令和6年(2024年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11  
社名：アジア航測(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件において、上記契約相手方は、令和2年(2020年)2月12日～3月25日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)6月26日の議決をもって「防災情報システム機器」の調達を行った事業者である。また、「防災情報システム機器(機能拡張用端末)」についても、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行っている。本業務は、令和3年4月より運用を開始している同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。
7. 問合わせ先  
課名：総合防災課 内線：4811

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委―2
- 2 案件名 宝塚市被災者支援システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市総合防災課が指定した場所
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月 1日 ~  
令和6年(2024年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11  
社名：アジア航測(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件において、上記契約相手方は、令和2年(2020年)8月24日～10月27日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行った事業者である。本業務は、令和3年4月より運用を開始した同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。
7. 問合わせ先  
課名：総合防災課 内線：4811



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－3
- 2 案件名 宝塚市MCA防災行政無線システム保守点検業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日から  
令和6年（2024年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市北区堂島浜2－2－8  
社名： 西菱電機株式会社大阪支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務は、災害時に避難情報等を放送するため確実な作動が求められる宝塚市MCA防災行政無線に関わる保守点検業務である。MCA防災行政無線は、通信情報、監視、遠隔制御コマンド、制御手順等について、メーカーがそれぞれに開発しているため、異なる他社が対応（保守管理）することが出来ない。  
以上の理由から、本市が導入しているシステムを構築した上記業者を指定して契約する。
- 7 問合わせ先  
課名：総合防災課 内線：4811

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 P 3 - 1 3
- 2 案件名 山本新池公園外維持管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市山本東 3 丁目外 地内
- 4 委託期間 令和 5 年(2023年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所 宝塚市山本東 2 丁目 1 番 1 号  
社名 宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書き該当  
  
(指定理由)  
当該業務は、広く市民に憩いの場を提供する公園を管理するとともに、英国庭園の技法の修得及び伝統ある山本の植木技術伝承を目的として開園した山本新池公園の維持管理です。  
上記事業者は、宝塚市と山本地区の地元住民が一体となって設立したものであり、植木産地としての多岐にわたる専門業者の技術を結集し、植木産業の振興と地域活性化を図ることを理念としていることから、当該公園の開設主旨である地場産業の活性化と密に関係する会社です。  
同社が保有する英国式庭園のしつらえや樹木管理のノウハウを活用し、あいあいパークと一体となった新池公園の景観を維持するために、本件においては同社を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先  
課名：公園河川課 内線：2 2 8 5

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号      K F 3 - 4
- 2 案件名          長尾山トンネル自家用電気工作物保安業務（電気主任技術者）委託
- 3 案件場所      宝塚市 切畑字長尾山 地内
- 4 契約期間          令和 5（2023 年）年 4 月 1 日 ～ 令和 6（2024 年）年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
    住所：    西宮市伏原町 6 - 3 0  
    社名：    一般財団法人 関西電気保安協会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令    第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則      第 2 0 条 第 1 項ただし書き該当

(指定理由)

当該業務は、電気事業法に基づき自家用電気工作物の保安管理に必要な有資格者（電気主任技術者）を同法第 4 3 条第 2 項による外部委託によって受配電施設の保安管理を行うものである。

当該業者は、上記規定による電気の保安体制の確立と運用を円滑にするための機関として設立された法人であり、当該契約の目的、内容に照らして、当該業務に相応する資力、信用、技術、経験を有する当該業者でのみ施工可能な内容となっていることから、上記業者との契約をするものです。

7 問合わせ先

課名    :    道路管理課  
連絡先 :    0797-71-1141

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T7-2
- 2 案件名 宝塚市屋外広告物管理システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯上通4-1-6  
社名：株式会社 パスコ 神戸支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第 1項ただし書き該当  
  
(指定理由)  
本保守サービスを受ける屋外広告物管理システムは、平成27年度に屋外広告物管理システム導入業務委託で整備したもので、兵庫県屋外広告物条例に適合するよう構築したものであります。  
当システムの運用に際しては、株式会社パスコが、本市の使用形態に対応できるよう仕様を変更を加えて納入しており、そのシステムにも株式会社パスコの著作権が及びます。  
以上のことから、当該システムの保守等メンテナンスを行える者は、これを構築した株式会社パスコだけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定等により当該業者へ委託をするものであります。
- 7 問い合わせ先  
課名：都市計画課 内線：2393

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 7-3
- 2 案件名 都市計画支援システム保守管理等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 尼崎市西長洲町1-1-15  
社名： 国際航業株式会社兵庫支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書き該当  
  
(指定理由)  
本保守サービスを受ける都市計画支援システムは、令和元年度事業である都市計画基本図更新等業務委託で整備したもので、市が保有している都市計画の地形図及び都市計画情報の閲覧、検索、印刷、修正及び加工が可能なシステムで、都市計画業務の効率化・合理化を図るための都市計画業務支援システムと来庁者が利用できる窓口支援システムからなるものであります。  
都市計画基本図更新等業務委託の受託者である国際航業株式会社が、本市の使用形態に対応できるよう仕様に変更を加えて納入しており、そのシステムにも国際航業株式会社の著作権が及びます。  
以上のことから、当該システムの保守等メンテナンスを行える者は、これを構築した国際航業株式会社だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定等により当該業者へ委託をするものであります。
- 7 問合わせ先  
課名：都市計画課 内線：2393

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T K S 2 - 1
- 2 案件名 宝塚市建築確認情報MAPシステム維持管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 神戸市中央区播磨町21番1号  
社名： 株式会社さくらケーシーエス
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当契約にかかるシステムは、建築確認業務のため導入されたものであり、今後もこのシステムを継続して使用するためには、十分な維持管理を行うとともに、障害発生時の迅速な対応が求められます。  
当該システムは株式会社さくらケーシーエスが開発したものであり、他者では維持管理ができないことから、上記相手方と維持管理契約をします。
- 7 問合わせ先  
課名： 建築指導課 内線： 2363

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 2 5 - 1
- 2 案件名 定期報告業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内
- 4 契約期間 契約締結日 ～ 令和6年(2024年)3月31日

5 契約の相手方

住所：〒651-0088 神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号  
社名：公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

定期報告とは、建築基準法第12条に基づき、建築物の所有者に対してその建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項を報告させるものであり、防火意識の高揚、建築物の適切な維持管理を図ろうとするものです。

上記相手方は「住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、建設業界及び関係業界の健全な振興を図り、県民の福祉の向上に寄与すること」を目的として設置された地域法人です。当該法人は、兵庫県内で唯一当該業務を実施する団体であること。また、業務委託契約締結により期待する成果をあげ得る団体であること。さらに平成4年度から毎年当市と契約し、業務を行ってきた実績があることなどの理由から、当該法人を指定するものです。

なお、委託金額については、県内統一で各単価が定められています。

- 7 問い合わせ先 建築指導課 内線：2362

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 2 - 1
- 2 案件名 公営住宅システム簡易改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日~令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通り2丁目1-13  
社名：株式会社ニチワ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件は現行の公営住宅システムの機能のオプションを追加し、業務効率を向上させることを目的としており、上記契約相手方は、ソフトウェアの開発元であり所有権を持つNECソリューションイノベータ社の代理店で同システムを設計、構築した事業者であることから、著作権等の権利関係のため、ほかに受託できる事業者がないため。
- 7 問合わせ先  
課名： 住まい政策課 内線：2377



特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 1 - 1
- 2 案件名 営繕積算システムR I B C 2 賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月 1日 ~  
令和6年(2024年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：東京都港区西新橋3-25-33  
社名：一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
「営繕積算システムR I B C 2」は、公共建築工事の積算業務の合理化・省力化を図るため、「営繕積算システム等開発利用協議会」(旧建設省、都道府県及び政令指定都市で構成)にて開発された「営繕積算システムR I B C」の後継システムである。同システムは上記相手方が開発したものであり、賃貸借及びサポートについても上記相手方のみが行っているため、随意契約を締結するものである。
7. 問合わせ先  
課名：建築営繕課 内線：2350

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福一1
- 2 案件名 生活支援コーディネーター事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2-1-1  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

当事業について国が示すガイドラインにおいては、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができ、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できることが望ましいとされている。

上記社会福祉法人は、全市域においてコミュニティづくりに取り組んでいる唯一の団体であり、市地域福祉計画（第3期）においても当該法人をその担い手として位置付けており、地域のさまざまな団体、社会資源と多くのネットワークを有している。宝塚市全域でこれらのコーディネートを行うことができる団体は外にない。

上記の理由により、平成27年度の事業開始から当該法人が当事業を受託しており、平成28年度に既存協議体を市域全体の協議体（介護保険制度における第1層協議体）に位置づけ、その運営を行ってきたほか、当該法人が運営する各地区センターとそこに配置するコミュニティワーカーと生活支援コーディネーターとの連携により、全市域における地域ごとの協議体（同制度における第2層協議体）の立ち上げや運営支援を行っている。

また、市民のサロン等の居場所情報の一元化や見える化を進めるとともに、住民コーディネーター等の地域人材の養成や、専門職向けの地域福祉研修を行うなど、当該法人の持つコーディネート機能が十分に活かされてきたことから、地域人材と専門職とのネットワークづくりが着実に進んでいる。

よって、当事業を最も円滑に実施できると判断される上記の法人へ委託を行うこととする。

### 7 問合わせ先

課名：地域福祉課 内線：2567

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－1
- 2 案件名 新型コロナワクチン接種 Web 予約システムサービス利用
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日 ～  
令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー17階  
社名：マーソ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種や個別接種について、インターネットを利用した Web 予約を行うものです。  
上記相手方は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、令和4年度に本市において同業務を受託し、既にシステムを構築済みです。ワクチン接種は切れ目なく継続しなければならない事業であるため別システムに置き換えるタイミングを確保することは困難であり、また、システムの入替は円滑な予約手続きに混乱を来すことが想定されるため、引き続き特名随意契約を行います。
7. 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2902

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－3
- 2 案件名 健康センタートイレ防臭衛生器具等賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：東京都千代田区九段南1丁目5番10号  
社名：日本カルミック株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第 1項 ただし書き該当  
  
(指定理由)  
健康センターのトイレには、開設時から日本カルミック株式会社の機器が設置されており、消臭剤と芳香剤を混ぜてトイレの防臭を行う日本カルミック株式会社の特許が用いられており、これによって広範囲に防臭効果が期待できます。また、生理用品をボックスに手を触れることなく廃棄できる「サニッコフィット」も同社のみが取り扱っており、メンテナンスも同社の他に実施できる者はいません。同社の機器が最も良好な衛生環境もたらすものと判断し、メーカーである同社を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－6
- 2 案件名 胸部X線デジタル撮影装置一式賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目（市立健康センター）地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月 1日 ～  
令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目1番1号  
社名：リコーリース株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）リコーリース株式会社から、胸部X線デジタル撮影装置一式を平成27年5月1日から令和5年3月31日（2回更新）まで賃貸借しており、令和5年4月1日から再リース契約をすることで、新たに装置を賃貸借するよりも少額で契約できるため。
7. 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－7
- 2 案件名 業務用車両一式賃貸借トヨタシエンタ賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市立健康センター（宝塚市小浜4丁目地内）
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月 1日 ～  
令和6年（2024年）3月31日

- 5 契約相手方  
住所： 神戸市長田区北町2丁目5番地  
社名： 株式会社トヨタレンタリース兵庫

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

株式会社トヨタレンタリース兵庫から、業務用車両一式を平成31年4月1日から令和5年3月31日まで賃貸借しており、当契約は当該物件について令和5年4月1日から再リース契約をしようとするものであることから、同社を相手方として指名するものです。

7. 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 契約内容           アピア3 集団接種会場（区画番号207・208・209）に係る  
建物賃貸借契約
  
- 2 物件場所           アピア3   2階（宝塚市逆瀬川1-13-1）  
区画番号：207・208・209
  
- 3 契約期間           契約日から令和5年（2023年）12月31日まで
  
- 4 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川1-14-6  
社名：株式会社ウィル
  
- 5 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令   第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則     第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
本物件は、駅に隣接しており、駐車場を有していることから市民の利便性が高く、かつ集団接種会場の運営に必要な床面積を満たしている。  
また、令和4年度から引き続き本物件を使用することが新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営に最も効率的であり、市民にも集団接種会場として周知されているため、特名随意契約を行う。
  
- 6 問合わせ先  
課名：健康推進課（ワクチン接種担当）           内線：2901

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－12
- 2 案件名 モデルナ社製ワクチン保冷庫に係る非常用電源装置の賃貸借
- 3 案件場所 アピア3 2階
- 4 契約期間 契約日 から  
令和5年（2023年）7月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府八尾市山本町南7丁目13-27  
社名：株式会社アイケン

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

新型コロナウイルスワクチンの接種において、アピア3にモデルナ社製ワクチンを保管する冷凍庫を設置している。

停電等でディープフリーザーが稼働を停止した際にワクチンが解凍し、廃棄となることを避けるため、非常用補助電源装置を導入している。

業者が変更になった場合、ワクチン保管に支障がでるため、引き続き上記契約者と契約を結ぶ。

### 7 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2901



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推賃－18
- 2 案件名 ファイザー社製ワクチン保管冷凍庫に係る  
非常用電源装置賃貸借契約
- 3 案件場所 アピア3 2階（宝塚市逆瀬川1丁目13-1）
- 4 契約期間 契約日 から  
令和5年（2023年）7月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所：東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル2F  
社名：株式会社 三ッ輪ビジネスソリューションズ

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

新型コロナウイルスワクチンのファイザー社製ワクチンを保管するディープフリーザーが停電により稼働停止することを未然に防止するために、非常用電源装置を導入する必要がある。

業者が変更になった際、予備電源装置交換を行う場合に、冷凍保存されているワクチンに温度変化が発生する可能性があるため、引き続き上記契約者と契約を結ぶ

### 7 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2901

特名随意契約の理由書

1 案件番号 健推賃－20

2 案件名 胃部X線撮影装置一式賃貸借

3 案件場所 宝塚市小浜4丁目（市立健康センター）地内

4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～  
令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所：大阪府大阪市淀川区宮原三丁目3番31号

社名：三菱HCキャピタル株式会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）三菱HCキャピタル株式会社から、胃部X線撮影装置一式を令和5年1月1日から令和5年3月31日まで賃貸借しており、令和5年4月1日から再リース契約をすることで、新たに装置を賃貸借するよりも少額で契約できるため。

7. 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－13
- 2 案件名 胸部X線撮影装置保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目（市立健康センター）地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～  
令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所：神戸市中央区江戸町93栄光ビル5F  
社名：島津メディカルシステムズ株式会社

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）胸部X線撮影装置は、製造メーカーごとに構造等が異なり、専門性・特殊性が高いため、各メーカー又はメーカーの代理店が保守管理を行っています。

市立健康センターの胸部X線撮影装置は、株式会社島津製作所製であり、上記業者は、株式会社島津製作所の関連会社であることから、装置の構造等を熟知し、専門的知識・技術をもっており、緊急時にも迅速で効率的な対応ができます。

今回の契約は、緊急時にも迅速で効率的な対応ができることが重要であり、先述した事由により、上記業者を契約相手方として指定するものです。

7. 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－26
- 2 案件名 宝塚市特定健診及び後期高齢者健診等健診業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
高齢者の医療の確保に関する法律 第28条該当  
健康増進法第19条の2該当  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条2項第4号該当  
  
(指定理由) 本業務は、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康増進法に基づく基本健康診査業務であり、市民の医療、健康に関わるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る機関に委託することが条件となるものです。  
上記、一般社団法人宝塚市医師会は、その会員が市内全域をカバーする医療機関であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。  
また、医療情報に関する連携体制も充実していることから、特名随意契約を行うものです。
7. 担当課 健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－30
- 2 案件名 予防接種業務委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日

5 契約相手方

住所： 宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名： 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由

(根拠)

予防接種法施行令 第4条第1項該当  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

予防接種は、疾病のまん延を予防するため接種の対象となる市民への情報周知が図られ、公平に接種の機会が与えられるよう措置を講じなければなりません。

宝塚市医師会は、市内の医師約280名を会員として構成される市内で唯一の医師による団体であり、会員は市内全地域を網羅する医療体制をもっているため、予防接種法施行令第4条に規定する医師と集合契約が可能であるので、同会と特名随意契約します。

7 問い合わせ先

課名： 健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－31
- 2 案件名 宝塚市第2次救急医療体制の整備に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円（宝塚市が指定した医療機関）
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名： 一般社団法人 宝塚市医師会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

当市では、休日・夜間における重症救急患者に対応するため、阪神北圏域当番制（輪番制）に参加し、救急医療の確保をしている。

当市の年間実質約230日に及ぶ当番日に救急医療を確保することは、複雑な調整等を要し、確実に効率的な輪番体制を整えることができるのは、各救急病院の業務を熟知する宝塚市医師会以外にない。

また、宝塚市医師会は、従来より市立休日応急診療所業務に携わっていることから、救急時においても組織的かつ迅速に対応し、信頼のおける業務の遂行を期待できる。

### 7 問合わせ

課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－39
- 2 案件名 母子保健健康診査事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名：一般社団法人 宝塚市医師会
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条2項第4号

(指定理由)

4か月児健康診査事業、10か月児健康診査事業、1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業は母子保健法第12条及び第13条の規定に基づき実施し、健診項目として医師による診察が定められています。当事業の実施にあたっては、医師の出務調整、連絡業務等が必要であり、組織として連携のとれる体制が求められます。

また、健康診査後の事後指導を適切に行うためには、市民に身近な場所においてサービスが提供される必要があり、市内全域の医療機関が加入する宝塚市医師会に委託することにより、円滑かつ効率的な推進が図れると考えます。

さらに、宝塚市医師会は、長期にわたり市民の医療・健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあるため特名随意契約を行うものです。

7 担当

課名：健康推進課

内線： 2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４１
- 2 案件名 母子保健歯科健康診査業事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月１日～  
令和６年（２０２４年）３月３１日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会
- 6 指定理由 （根拠）  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第２項第４号該当

### （指定理由）

妊婦歯科健診事業、１歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業は母子保健法第１０条及び第１２条に規定されており、歯科健康診査は、健康診査の実施項目となっています。当事業の実施にあたっては、歯科医師の出務調整、連絡業務等が必要であり、組織として連携のとれる体制が求められます。

また、健康診査後の事後指導を適切に行うためには、市民に身近な場所においてサービスが提供される必要があります。市内全域の医療機関が加入する宝塚市歯科医師会に委託することにより、円滑かつ効率的な推進が図れると考えます。

さらに、宝塚市歯科医師会は、長期にわたり市民の歯科診療や歯科保健思想の普及に努め、歯科保健の向上に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあるため、特名随意契約を行うものです。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：２８６８



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 42 の 1、及び健推委 - 42 の 2
- 2 案件名 産前・産後サポート事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目外地内
- 4 契約期間 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方
  - (1) 住所：宝塚市川面 3 丁目 2 3 番 1 2 号  
社名：医療法人社団大門医院
  - (2) 住所：宝塚市伊子志 3 丁目 1 0 番 1 2 号  
社名：宝塚市助産師会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 2 項第 4 号該当

(指定理由)

産前・産後サポート事業は、助産師等の専門職による専門相談と子育て経験者による一般相談の両方を実施することとしており、事業の実施にあたり、妊娠・出産・産後の子育てと母子の健康に関する専門的な知識、市の母子保健サービスの現状の十分な理解、必要な時には、市や産科医療機関と連携して支援することが必要です。

このような事業を実施できるのは、現在のところ、上記の 2 者であるため、当該 2 者とそれぞれに特名随意契約を行うこととします。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2 8 6 8、2 8 6 9

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 45の1、45の2、45の3、45の4
- 2 案件名 宝塚市産後ケア事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方
  - (1) 住所：宝塚市伊子志3丁目10番12号  
社名：宝塚市助産師会
  - (2) 住所：西宮市神楽町11番20-202  
社名：一般社団法人ママズケア
  - (3) 住所：宝塚市川面3丁目23番12号  
社名：医療法人社団大門医院
  - (4) 住所：宝塚市泉町4番38号  
社名：産後ケアなないろ助産院

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

産後ケア事業は、令和3年4月1日に施行された改正母子保健法の規定により、妊娠・出産・育児などに関する専門的な知識と経験を有する助産師等の専門職の配置により実施される必要がある。

産後ケア事業を円滑に実施するには、市内の各地域を訪問できる人員や、ケアが適切に実施できる施設の確保、市と産科医療機関との連絡や調整を行う連携体制が重要であり、個々のケースに応じた適切なケアの提供、健康や子育て情報の提供、助言・指導と共に、市の保健サービス等の現状を理解していることが求められる。

契約相手方は、市内に事業所があり、市の母子保健活動の推進に協力し、母子保健サービスの現状を理解したうえで、市民に対しその周知に努めることができる医療機関や助産所（開業助産師含む）であり、地域に密着した活動の展開を図ることが期待できる。

以上のことから、特名随意契約の相手方として指定する。

### 7 担当者

課名：健康推進課

内線：2868、2869

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４７
- 2 案件名 宝塚市立休日応急診療所業務委託契約（医師会）
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目 地内
- 4 契約期間 令和５年(2023年)４月１日 ～ 令和６年(2024年)３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜４丁目５番４号  
社名：一般社団法人 宝塚市医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則第２０条第２項第４号該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、年間７２日にわたる日曜日・祝日・年末年始の出務医師の調整、連絡、診療所の円滑な運営や課題の検討を図るための運営協議会の開催、レセプトの点検等、宝塚市医師会の協力ならびに連携なくしては実施困難な業務である。宝塚市医師会は、市内全域をカバーする団体であり、各種の専門分野の医師が会員として参加し、市民の日々の医療にかかわっており、市民の信頼性も高く、また、本業務開始以来継続して協力を得て、連携体制も充実しているため、指定するものです。
- 7 問合わせ先  
課名： 健康推進課 内線： ２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４８
- 2 案件名 宝塚市立休日応急診療所業務委託契約（薬剤師会）
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和５年(2023年)４月１日 ～ 令和６年(2024年)３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市伊子志３丁目８－２０馬殿第１ビル２０１  
社名：一般社団法人 宝塚市薬剤師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則第２０条第２項第４号該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、年間７２日にわたる日曜日・祝日・年末年始の出務薬剤師の調整、連絡、調剤業務の周知徹底を図る等、宝塚市薬剤師会の協力ならびに連携なくしては実施困難な業務である。  
一般社団法人宝塚市薬剤師会は、市内全域をカバーする唯一の団体であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、また、本業務開始以来継続して協力を得て連携体制も充実しており、他に本業務を受託可能な者はないため指定するものです。
- 7 問合わせ先  
課名： 健康推進課 内線： ２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－４９
- 2 案件名 宝塚市休日歯科応急診療事業委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月１日から令和６年（２０２４年）  
３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  2 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第  2 項第  4 号該当

#### (指定理由)

本業務は、年間７２日間にわたり日曜日や祝日、年末年始など歯科医療機関の休日に発症する歯科疾患の応急処置をするものであり、業務は、市民の医療、健康にかかわるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。そのため、資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となることはいうまでもありません。

上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。また、診療機関としての管理能力に優れており、医療情報に関する連携体制も充実していることから、他機関では実施のできない業務であるため指定するものです。

### 7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：２８６８

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－50
- 2 案件名 宝塚市障害者及び障害児歯科診療事業委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）  
3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川1丁目13番1号 アピア3 2階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第 2 項第 4 号該当

#### (指定理由)

本業務は、障害者及び障害児に対して歯科治療行為や歯科診療に対する保健指導を行うものであり、高度な専門性が求められます。一部大学病院等でこれらの治療は行われておりますが、数が限られていることや受入数の問題を考慮しますとこれら機関に委託することは事実上不可能と考えます。

本業務において、中心的な役割を担っている歯科医師は、本市が直接雇用しておりますが、そのサポートを行う多数の歯科医師の派遣が必要であり、上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、専門性に優れた歯科医師を数多く有しており、年間50日にも及ぶ事業完遂のため歯科医師を派遣することが可能な唯一の機関です。

また、障害（がい）者（児）歯科診療のスキルアップを目的とした研修にもノウハウを有しており、他機関では実施できない能力を有していること、実績も過去の本市業務委託のとおりであることから指定するものです。

### 7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－51
- 2 案件名 宝塚市高齢者歯科保健推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川1丁目13番1号 アピア3 2階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第 2 項第 4 号該当

(指定理由)

本業務は、歯科診療所への通院が困難で、かかりつけ歯科医を持たない等の理由により、歯科医療が受けられない状態にある高齢者に対し、訪問診療の対応可能な医療機関の紹介や担当歯科医の選定等の調整を図り、訪問による歯科治療や定期的な口腔ケアを実施することを目的としていることから、迅速かつ円滑な事業運営が求められるため、全市的な体制を整え、信頼性に足る医療機関に委託することが条件となることはいうまでもありません。

一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、診療機関としての管理能力に優れており、医療情報に関する連携体制も充実していることから、他機関では実施のできない業務であるため指定するものです。

### 7 問合わせ先

課名：健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－５２
- 2 案件名 市民歯の無料健診と相談事業に関する委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川１丁目地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月 １日から  
令和６年（２０２４年）３月３１日まで
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市逆瀬川１丁目１３番１号 アピア３ ２階  
社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第  ２ 項第  ４ 号該当  
  
(指定理由)  
本業務は、歯の無料健診と相談を行うことで市民の歯に関する衛生思想の普及を図ることを目的とした啓発活動であり、健診・相談に当たる歯科医師には臨床経験が豊かで学術的な人材が求められます。  
上記、一般社団法人宝塚市歯科医師会は、その会員が市内全域をカバーする歯科医療機関であり、臨床経験が豊富で学術的な人材を多く抱えており、一定期間に多量の人材を派遣することも可能であり、実績も過去の事業実績が示すとおりです。  
以上の理由から特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：２８６８



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－56
- 2 案件名 宝塚市歯周病検診業務委託
- 3 案件場所 宝塚市域一円
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所：宝塚市逆瀬川1丁目13番1号 アピア3 2階

社名：一般社団法人 宝塚市歯科医師会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由) 歯周病検診業務は、市民の医療、健康に係わるニーズに対して、公平かつ安全で効率的なサービスの提供が求められており、その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性がある医療機関に委託することが条件となります。一般社団法人宝塚市歯科医師会は、市内全域をカバーする団体であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績もあり、医療情報に関する連携体制も充実しており、他に本業務を受託可能な者はないため指定するものです。

7 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－66
- 2 案件名 宝塚市国民健康保険特定保健指導業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名：一般社団法人宝塚市医師会
- 6 指定理由  
(根拠)  
高齢者の医療の確保に関する法律 第28条該当  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条2項第4号該当  
  
(指定理由) 本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導であり、市民の健康に関わるニーズに対して、公平かつ効率的なサービスの提供が求められています。その資格を有し、全市的な体制を整え、信頼性に足る機関に委託することが条件となるものです。  
上記、一般社団法人宝塚市医師会は、その会員が市内全域をカバーする医療機関であり、長期にわたり市民の健康増進に寄与しており、市民の信頼性も高く、実績も過去の本市業務委託のとおりです。  
また、本業務は宝塚市特定健康診査の事後に実施するものであり、一連の業務として実施していくことが可能となることから、特名随意契約を行うものです。
- 7 担当課 健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案 件 名 兵庫県広域的予防接種における予防接種業務委託
- 2 案 件 場 所 兵庫県下の広域的予防接種参加医療機関
- 3 契 約 期 間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
- 4 契 約 相 手 方 住所： 神戸市中央区磯上通6丁目1-11  
社名： 一般社団法人 兵庫県医師会
- 5 指 定 理 由  
（根拠） 地方自治法施行令167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当  
（指定理由） 被接種者の接種機会の拡大とかかりつけ医による個別接種の推進を目的とした県の制度で、県下ほぼ全ての市町が参加している。宝塚市民が本制度を利用するには宝塚市と兵庫県医師会の間で契約を締結する必要があるため、特名随意契約を締結するものである。
- 6 問 い 合 わ せ 先 課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－74
- 2 案件名 健康管理システム改修業務委託（産婦健康診査費助成対応）
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約締結日 から  
令和5年（2023年）7月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当  
  
(指定理由)  
本業務は、産婦健康診査事業の開始にあたり、本市が導入している健康管理システム『健康かるて』における機能改修を委託するものです。  
本業務にあたってはシステム開発元である上記相手方でないと対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－90
- 2 案件名 新型コロナワクチン2023年度追加接種対応に伴う健康管理システム改修委託業務
- 3 案件場所 宝塚市立健康センター
- 4 契約期間 契約日 から  
令和5年（2023年）7月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：(株) 両備システムズ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当  
  
(指定理由)  
本業務は、本市の健康管理システムに新型コロナワクチンの2023年度の追加接種を実施する上で、所要の改修を行うものである。システムの改修は、著作権上、上記業者以外では実施することができないため、上記業者に委託することとする。
- 7 問合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2902

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－9 1
- 2 案件名 令和5年度宝塚市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日から  
令和5年（2023年）7月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：東京都新宿区西新宿2－1－1  
社名：キャリアリンク（株）

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

#### (指定理由)

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する問い合わせ対応等を行うものです。

国からは、令和5年度もワクチン接種を行う旨が通知されているため、引き続きコールセンターを設置し、市民からの問い合わせ対応及び事務処理を行う必要があります。

令和5年3月31日までとされていた接種期間を延長する方針が確定したのが令和5年3月上旬のことであり、令和5年4月からの受託者を競争入札等で選定した場合、現行の受託者から新たな受託者への業務引継ぎを行う期間が十分に確保できず、混乱を招くことが想定されます。

そのような事態を避け、適切な市民サービスを維持するため、本件においては現行の受託者である上記事業者を随意契約の相手方とします。

### 7 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2902

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－92
- 2 案件名 新型コロナウイルスワクチン配送業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目外地内
- 4 契約期間 契約日 ～  
令和5年（2023年）9月30日
- 5 契約相手方  
住所：愛知県名古屋市熱田区神戸町101番地  
社名：株式会社エス・ディ・ロジ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項5号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務は、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種を実施するに際し、基本型接種施設である健康センターから市内の各接種会場にワクチンの配送を行うものです。  
令和5年3月31日までとされていた接種期間を延長する方針が確定したのが令和5年3月上旬のことであり、令和5年4月からの受託者を競争入札等で選定した場合、現行の受託者から新たな受託者への業務引継ぎを行う期間が十分に確保できず、混乱を招くことが想定されます。  
そのような事態を避け、適切な市民サービスを維持するため、引き続き上記相手方と特名随意契約を行います。
7. 問い合わせ先  
課名：健康推進課 内線：2903

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－104
- 2 案件名 新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る業務委託（春開始接種）
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）8月31日

5 契約相手方

住所：大阪市北区梅田2丁目5-25 ハービスOSAKA  
社名：株式会社 阪急交通社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として、国の主導の下、全国でワクチン接種を実施している。

令和5年3月9日の自治体説明会にて、令和5年度の接種の内容について、国から正式な通知があった。

それを受け、春期接種の開始に向けて早急に集団接種会場の運営業務を委託する準備を行わなければならないが、競争入札で受託者を選定するには相応の時間を要するため、5月初旬の接種開始までに事業者との契約手続きを完了させられない恐れがある。

上記事業者は、令和4年度に本市の集団接種会場運営業務を適切に遂行した実績があり、そのノウハウの蓄積により、契約締結から短期間で集団接種会場の運営を開始することができる。

看護師派遣労働の特例措置の終了に伴い看護師の確保が困難となり、全国的にも医療職が不足している状況であるが、同事業者であれば、必要な人員の確保も可能である。

以上の理由により、混乱を来すことなく円滑に集団接種会場を運営するため、上記事業者を随意契約の相手方とする。

7 問合わせ先

課名：健康推進課 ワクチン接種担当 内線：2901



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－114
- 2 案件名 新型コロナワクチン接種券等印字・封入封緘業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）5月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府中央区高麗橋4-1-1 興銀ビル2F  
社名：株式会社広済堂ネクスト

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

### (指定理由)

本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において令和5年春開始接種を実施するにあたり、対象者に発送する接種券等を含む個別案内の印字・封入封緘を行うものである。

国の主導のもと、接種体制確保やワクチン供給のスケジュールが刻々と変わる中、市民に最新情報を通知するためには、入稿から納品まで短期間で実施する必要がある。ひいては、迅速に業者を決定する必要があり、市が求めるスケジュールでの対応が可能である上記相手方と随意契約を行う。

### 6 問い合わせ先

課名：健康推進課

内線：2901

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－115
- 2 案件名 新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 契約締結日～  
令和5年（2023年）5月7日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区梅田2丁目5-25 ハービスOSAKA  
社名：株式会社 阪急交通社

### 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項5号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として国の主導の下、全国的にワクチン接種を実施している。令和5年3月9日自治体説明会にて、新年度接種に関して正式に内容が発表されたため、集団接種会場を開設するために、短期間で4月以降の契約を締結する必要がある。

令和4年度にも上記相手方とは集団接種会場運営に関する契約を行い、本事業について適切に業務を遂行しており、短期間で集団接種会場の運営を開始できる。

看護師派遣労働の特例措置の終了に伴い看護師の確保が困難となり、全国的にも医療職の不足している状況であるが、人員確保も可能である。

以上の理由により、円滑に業務を継続できる上記相手方と特名随意契約を行います。

### 7. 問合わせ先

課名：健康推進課 ワクチン接種担当 内線：2901

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 令和5年度予防接種事業用医薬材料

3 案件場所 宝塚市予防接種実施医療機関

4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～  
令和6年(2024年)3月31日

5 契約相手方

(株)ケーエスケー 兵庫県尼崎市西昆陽2-15-4

(株)メディセオ 東京都中央区八重洲2丁目7番15号

東邦薬品(株) 兵庫県西宮市東鳴尾浜町1丁目6-20

アルフレッサ(株) 兵庫県伊丹市野間北3丁目12番31号

(株)スズケン 兵庫県伊丹市高台1丁目4番地

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

定期予防接種で使用するワクチンは、ワクチンの総必要本数を確保することや、その供給について、感染症の流行状況や検定不合格など不確実な要素を抱えており、1者との契約では、万が一の場合に供給不足となるリスクが高まるおそれがあります。以上のことから、ワクチンを安定的に確保し、各医療機関に遅滞なく流通されるためには、1者のみではなく複数業者との契約が必要です。

医試薬品の取扱を第1希望とする者のうち、購入予定の予防接種ワクチンメーカーを主たる仕入先としている4者及び契約実績のある1者の計5者を契約相手として指定します。

7. 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名 

①	小林地域包括支援センター運営業務委託	(健高-21)
②	逆瀬川地域包括支援センター運営業務委託	(健高-22)
③	御殿山地域包括支援センター運営業務委託	(健高-23)
④	小浜地域包括支援センター運営業務委託	(健高-24)
⑤	長尾地域包括支援センター運営業務委託	(健高-25)
⑥	花屋敷地域包括支援センター運営業務委託	(健高-26)
⑦	西谷地域包括支援センター運営業務委託	(健高-27)
  
- 2 案件場所 宝塚市市内一円
  
- 3 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
  
- 4 契約相手方
  - (1) (健高-21)  
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
  - (2) (健高-22・26)  
住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26  
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団
  - (3) (健高-23・24)  
住所：宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
  - (4) (健高-25)  
住所：豊中市寺内1丁目1番10号  
社名：社会福祉法人 愛和会
  - (5) (健高-27)  
住所：宝塚市大原野南穴虫1番地の253  
社名：社会福祉法人 宝成会
  
- 5 指定理由  
(根拠) 介護保険法第115条の46及び第115条の47  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則第20条第2項第4号  
  
(指定理由)  
地域包括支援センターの運営に関する業務は、介護保険法施行規則第140条の67第1項の規定により、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施する法人に委託することができるとされ、上記の委託先法人については、その規定を満たしているものである。  
また、介護保険法では、当事業の運営を委託する場合、委託先法人について、市が設置する「地域包括支援センター運営協議会」の意見聴取を経て決定することとされており、前年度に引き続き各法人に委託することについては、当該協議会からも異議はないものである。
  
- 6 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2166

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名 宝塚市在宅療養ハンドブックの印刷製本
- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 契約日 から 令和5年（2023年）7月31日まで
- 4 契約相手方  
住所：大阪府中央区博労町4-7-5  
社名：株式会社社会保険出版社 大阪支局
- 5 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
令和2年度（2020年度）に宝塚市地域包括ケアシステム研究会との協働により、本ハンドブックを発行し、市内関係団体や市民への啓発に積極的に活用している。  
本ハンドブックに係る著作権は、本件の相手方が有していること及び本ハンドブックを継続的に用いることが効果的な啓発につながることから、本市が求める物品を納入できる者は、本件の相手方においてほかにはないと判断するため
- 6 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2537

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第4号
- 2 案件名 高齢者生活機能評価等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所:宝塚市小浜4-5-6  
社名:一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

本件委託業務は、介護保険法第115条の45第1項第1号に定める介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス類型の一つとして、宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第3条に定める訪問型サービスC事業を実施する業務である。訪問型サービスC事業は、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に定める基準に従って、リハビリテーション専門職(以下、専門職という。)がサービス利用者の自宅を訪問し、生活機能や生活環境を評価した上で、介護予防に向けた改善の提案や助言を行うものであることから、本件委託業務を受けるためには、①介護保険法施行規則の基準を遵守すること、②市内に専門職を派遣することができること、③介護予防に対する理解と経験が十分であること、の要件を満たす必要がある。

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社は、総合事業の訪問型サービスを既に実施しており、基準を遵守することが可能である。また、市内に専門職を派遣することができる法人は、多数の専門職を雇用している病院又は介護老人保健施設等に限られる中、同法人は、介護老人保健施設を運営し、多数の専門職を雇用していることから、専門職を派遣することができる。さらに、本市との協定に基づき、本市の介護予防の取組の一つであるいきいき百歳体操へ専門職を派遣するなど、本市の目指す介護予防に対する理解と経験が十分である。

したがって、契約の目的及び性質に照らして、上記要件を満たす同法人を相手方と特定して契約を締結する。

### 7 問い合わせ先

課名:介護保険課 内線:2154

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2646号
- 2 案件名 介護保険システム用クライアント端末の賃貸借に関する契約(再リース)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 賃貸借期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで
- 6 契約相手方  
住所： 神戸市中央区東町126番地  
社名： NECキャピタルソリューション株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

介護保険システム用クライアント端末の賃貸借及び保守に関する契約は、令和5年(2023年)2月28日で5年間の賃貸借切れとなり、令和5年(2023年)3月31日まで再リースしている。

本契約では、介護保険事務処理システム等を運用するためのハードウェアを借り上げており、ソフトウェア、ハードウェア間の連携に優れているため、同機器の所有者である上記のものと、再度賃貸借契約を結ぼうとするものである。

### 7. 問合わせ先

課名： 介護保険課 内線： 2613

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2645号
- 2 案件名 サーバ統合化基盤への移行に係る介護保険システムの賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和5年（2023年）8月31日まで
- 5 賃貸借期間 令和5年（2023年）4月1日から  
令和5年（2023年）8月31日まで
- 6 契約相手方  
住所： 神戸市中央区磯上通7丁目1番8号  
社名： FLCS 株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

サーバ統合化基盤への移行に係る介護保険システムの賃貸借及び保守に関する契約は、令和5年（2023年）2月28日で5年間の賃貸借切れとなり、その後、令和5年（2023年）3月31日まで再リースしている。

本契約では、介護保険事務処理システムおよびプリンタ等のハードウェアを借り上げており、ソフトウェア、ハードウェア間の連携に優れ、システムの将来性、拡張性を考えたうえでも最適であるため、同機器の所有者である上記のものと、再度賃貸借契約を結ぼうとするものである。

さらに、現在の事務処理方法が本機器の使用を前提としているため、機器の変更等が生じれば事務処理に支障をきたすおそれもあり、執務執行上、現在の機器を継続して使用することが、事務処理の効率性からみても最も合理的であるため、引き続き賃貸借契約を行う。

### 7. 問い合わせ先

課名： 介護保険課 内線： 2613



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２
- 2 案件名 宝塚市障害者<sup>がい</sup>自立生活支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西２丁目外地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月 １日から  
令和６年（２０２４年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西２丁目１番１号  
社名：社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項ただし書該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等の自立、社会参加及び社会復帰のための支援等を行う自立生活支援事業を委託するものである。

なお、本委託業務は、平成２９年度まで相談支援業務及び虐待防止センター業務を合わせて委託していたものであるが、同様の委託を行っている他事業所との整合性を図るため分割し、別途委託している。

その他、ピアカウンセリングに関する業務、日中の障害者の居場所<sup>がい</sup>確保に関する業務などに係る、旧地域活動支援センター業務については、障害者等の日中の活動の場として市が市総合福祉センター内に整備したセンター業務を拡充したものであり、当該施設内に事務所を置く上記の相談支援事業所と一体的に運営することが効率的であることから、上記法人に委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課<sup>がい</sup> 内線：２５４０

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃 - 3
- 2 案件名 地域生活支援事業給付費請求審査システム賃貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：枚方市牧野本町2-1-12  
社名：株式会社 PSB
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
対象物件は、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)の請求審査用のソフトウェアである。対象物件を使用することにより、正確かつ迅速に請求内容を審査することが可能となる。上記業者は、著作権者としてソフトウェアの仕様等を熟知しており、トラブル発生時の迅速な復旧が可能となり、当課の業務円滑な遂行が期待できることや、制度改正等にも柔軟に対応が可能である。
- 7 問合わせ先 課名：障<sup>がい</sup>碍福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障貸 - 5
- 2 案件名 障害福祉業務総合支援ソフト貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：福岡県大野城市川久保3丁目1番23号  
社名：株式会社 ニック
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
(1) 上記ソフトウェアは、支払業務を委託している国民健康保険連合会からのデータを活用し請求審査を行うため、導入にあたり既存システムの大改修を行う必要が無く、早期かつ安定的に稼働できる。  
(2) (1)に該当するソフトウェアを取り扱っている事業者が、上記契約相手以外にない。
- 7 問合わせ先 課名：障<sup>がい</sup>碍福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 障委一 8

2 案件名 宝塚市視覚<sup>がい</sup>障害者生活訓練事業委託

3 履行場所 宝塚市市内一円 地内

4 履行期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日まで

5 契約相手方

住所：大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号

社名：社会福祉法人 日本ライトハウス

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

- ① 上記法人は、90年を超える歴史を有し、視覚<sup>がい</sup>障害者の福祉を目的とする社会福祉法人では草分け的な団体であり、視覚<sup>がい</sup>障害者のリハビリテーション等に関し、専門知識、技術及び豊富な経験を有すること。
- ② この契約の目的である生活訓練事業と同様の事業を実施している社会福祉法人が見当たらないこと。
- ③ 上記法人は、この契約の受託者として、これまでの成績が優秀であること。

7 問合わせ先

課名：障<sup>がい</sup>碍福祉課 内線： 2541

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－9
- 2 案件名 宝塚市<sup>が</sup>い障害者就労支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市 売布東の町 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月 1日 から  
令和6年（2024年）3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人宝塚さざんか福祉会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本件の履行においては、就職に向けた準備、就職活動、職場定着及び離職後の再支援等、一人の<sup>が</sup>い障害者に対して深く関わる必要があり、身体<sup>が</sup>い障害、知的<sup>が</sup>い障害、精神<sup>が</sup>い障害、発達<sup>が</sup>い障害等の<sup>が</sup>い障害特性を理解し、それぞれに適した支援を行うことができる体制が求められる。  
上記法人は平成6年度から障害者支援施設等に職域開発指導員を配置し、多数の<sup>が</sup>い障害者を支援の上、就職に導いた実績があり、<sup>が</sup>い障害者の就労に関する専門知識と豊富な経験を有している。就労支援に特化した相談員を配置しており、ハローワークや企業との連携体制も構築されていることから、当該法人を本件の最も適切な受託者であると判断し、随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 課名：<sup>が</sup>い障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－15
- 2 案件名 宝塚市手話通訳者及び手話奉仕員養成講座事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から  
令和6年(2024年)3月31日から
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小林2丁目8番16号 リジュール宝塚701  
社名：宝塚市手話通訳者養成講座運営委員会
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

障害者総合支援法に規定する市町村の地域生活支援事業として手話通訳者及び手話奉仕員養成講座を実施するが、当該事業においては、契約相手方に運営に係る事務を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。契約相手方を指定する理由は以下のとおり。

- ・上記運営委員会は、障害者<sup>がい</sup>団体である宝塚ろうあ協会、宝塚市手話サークル連絡会を母体とし、委託業務の履行に必要な専門知識、技術及び豊富な経験を有しており、質の高い事業運営が期待できる。
- ・上記運営委員会にこの事業を委託することにより、母体である市内障害者<sup>がい</sup>団体を育成し、福祉の増進を図ることが期待できる。
- ・上記運営委員会は、この契約の受託者としての実績が優秀である。

※市内で委託できるのは、上記運営委員会だけであり、各市とも地元のろうあ協会が活躍している。(兵庫県に委託し講師を派遣した場合は講師代が2倍以上必要である。)

- 7 問い合わせ先 課名：障害福祉課<sup>がい</sup> 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－19
- 2 案件名 宝塚市高齢者・障害者<sup>がい</sup>権利擁護支援センター運営業務委託
- 3 案件場所 宝塚市弥生町外地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月 1日から  
令和6年（2024年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26  
社名：社会福祉法人聖隷福祉事業団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
本業務は、高齢者及び障害者<sup>がい</sup>の権利を尊重し、かつ擁護し地域社会でその人らしく安心して暮らせるようにするため、高齢者及び障害者<sup>がい</sup>の権利擁護に関する総合的な相談支援等を行う宝塚市高齢者・障害者<sup>がい</sup>権利擁護支援センターの運営を委託するものである。  
令和2年度に行った本案件の公募型プロポーザルは、業務内容に問題がなければ翌年度以降も継続して契約するというものであり、受注者となった上記相手方は、年度を通して問題なく業務を遂行したため、引き続き随意契約を締結する。
- 7 問い合わせ先 課名：障害福祉課<sup>がい</sup> 内線：2705

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１２
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市口谷東３丁目外地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月 １日から  
令和６年（２０２４年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西３丁目１番５号  
社名：社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項  ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－13
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川1丁目外地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月 1日から  
令和6年（2024年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畠10番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：2705

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２５
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山２丁目外地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月 １日から  
令和６年（２０２４年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜４丁目５番６号  
社名：一般社団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項  ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－26
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市切畑字長尾山外地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月 1日から  
令和6年（2024年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26  
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：2705

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２７
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西２丁目外地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月 １日から  
令和６年（２０２４年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西２丁目１番１号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項  ただし書  該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－32
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月 1日から  
令和6年（2024年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市山口町下山口1650番地26  
社名：社会福祉法人 阪神福祉事業団

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：2705

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－３３
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市玉瀬字田畑外地内
- 4 契約期間 令和５年（２０２３年）４月 １日から  
令和６年（２０２４年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畑１０番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第１項  ただし書  該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び<sup>がい</sup>障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内７地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に<sup>がい</sup>障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが<sup>がい</sup>障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：２７０５

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－1
- 2 案件名 生活保護システム保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 秋田市南通築地15－32  
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先  
課名： 生活援護課 内線：2598

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委-5
- 2 案件名 生活保護等診療報酬明細書点検業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府中央区内平野町2-4-5  
社名： (株)メディブレーション
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第8号 該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
令和5年2月22日に実施した入札が、指名7者のうち6者が辞退、入札参加申請者が1者のみとなったため、不調となった。  
委託業務は毎月行う必要があり、再度の見積合わせを行うと業務が滞るため、参加意志のあった上記1者と特名随意契約を行う。
7. 問合わせ先 課名： 生活援護課 内線：2623



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子政委ー1
- 2 案件名 子ども家庭総合支援拠点システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～ 令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所：岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：株式会社両備システムズ

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該業務については、子ども家庭総合支援拠点システムに関するシステムのソフトウェアおよび端末機器の保守業務であり、子ども家庭総合支援拠点システムのベンダーである当該事業者以外では行えない業務であるため、特名随意契約を行うものです。

7. 問い合わせ先

課名： 子ども政策課

内線： 2632

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－2
- 2 案件名 宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川一丁目 外 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月3日～  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号  
社名：株式会社トライグループ

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、個別指導による学習習慣の定着をはかり、高校進学を後押しするのみならず、ひとり親家庭の養育や生活に対する支援を行うことも目的としています。本業務実施にあたり、豊富な情報・経験・知識を有し業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用しました。

令和3年度に受託事業者を求めるプロポーザルを公募にて行った結果、応募のあった3事業者のうち、上記事業者は本市が求めている基準を満たしており、提案内容も当業務を行うのに相応しく優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、令和4年度に上記事業者と特名随意契約を行いました。

なお、プロポーザル結果は令和4年度から令和6年度末まで有効としており、令和4年度の業務内容を審査し、問題がないと判断されたため、令和5年度も上記事業者と特名随意契約を行います。

7. 問い合わせ先

課名：子育て支援課

内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－3
- 2 案件名 児童手当システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市北区堂島2-4-27  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
現在使用している児童手当システム及びサーバーを共有している児童扶養手当システムの納入業者である上記事業者により、ソフトウェア及びサーバーの保守管理を一括して委託することにより、システムの安定稼働及び法改正等のシステム変更に対応するため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2649

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－1
- 2 案件名 宝塚市ファミリーサポートセンター事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名：一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
依頼会員及び提供会員ともに増加し、令和5年1月末現在約2,019人が会員として登録している。核家族やひとり親世帯の増加に伴い、依頼会員からの要望は、年々複雑化し続けていることから、丁寧できめ細やかな対応がより重要になってきている。当該事業は、事業立ち上げ当初の平成11年度から、上記事業者へ委託しており、会員に対し、研修会や交流会等を実施するなど、会員の資質向上に努めるとともに、要支援家庭に対しては、子ども家庭支援センター等関係機関や同事業者内の専門職と連携を図り、様々なニーズに対応したコーディネートを行うなど、利用者に安定したサービスを提供している。  
上記事業者は、これまでの実績を踏まえ、安定した事業の継続実施が望め、リスクマネジメントや事業の特性に精通し、豊富なノウハウを活用して効率的で円滑な事業運営を行うことができる唯一の事業者である。
- 7 問い合わせ先  
課名：子ども家庭支援センター(85-3862)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－2
- 2 案件名 きらきら子育てLINE管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：東京都新宿区高田馬場1-22-10-3B  
社名：特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該業務は、生年月日に基づく子どもの生育に応じた子育て支援のためのアドバイス等に加え、本市の自治体情報について、LINE配信の原稿作成を含めたシステム管理業務を行うものである。

当該事業者は、子どもの育ちに関する基本情報部分コンテンツの著作権を有しているとともに、他社では行われていない自治体情報と基本情報とを併せて配信するノウハウを有している。

また、本業務の対象となるLINE配信原稿は、平成28年度に当該事業者が制作したメール配信原稿を基に、令和4年度に当該事業者へ委託し制作したものである。原稿作成及び保守管理にあたっては、引き続き当該事業者へ委託することで、コンテンツを熟知している点で迅速に更新等を行うことができる。

以上のことから、本市にとって効率的で円滑なLINE配信のシステム管理を行うことができるのは、前記事業者しかいない。

### 7 問い合わせ先

課名：子ども家庭支援センター ( 85-3862 )

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保企賃－2
- 2 案件名 市立保育所午睡チェックモニター利用（午睡センサーシステム及びタブレットの貸借）に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市今里町 外 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都千代田区富士見 1-8-19 住友不動産千代田富士見ビル 2F  
社名： ユニファ株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書

#### (指定理由)

市立保育所の入所児童における乳幼児突然死症候群（SIDS）を防止する一助とするため、午睡チェックセンサーを導入するにあたり、体動停止やうつぶせ寝をアラートで検知することができ、更に体の向きを自動記録する機能を備える「ルクミー」を、児童の安全確保に最も寄与するものと判断し、かつ同スペックの製品が他にないため、採用することとした。許諾権の関係上、ユニファ株式会社と契約しなければ、「ルクミー」の純正タブレット及びモニターシステムの使用ができないことから、同社を随意契約の相手方とする。

### 7. 問合わせ先

課名： 保育企画課 内線：2642

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保委－132
- 2 案件名 宝塚市保育業務システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区瓦町 1-4-8  
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該委託は、現在本市が使用している保育業務システムの保守業務です。  
当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
7. 問合わせ先  
課名： 保育事業課 内線：2643

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－1
- 2 案件名 宝塚市青少年育成啓発事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市東洋町1番1号  
団体名：宝塚市青少年育成市民会議推進本部
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号  
  
(指定理由)  
市の事業として青少年健全育成事業を実施している。  
上記の青少年育成市民会議は昭和57年に設立され、青少年の健全育成を図るため各中学校区の代表が集まり、情報交換する中で、各中学校区独自の活動を行うとともに、全市共通的な啓発・育成活動を強力に推進することを目的として創設された団体である。  
当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。  
青少年健全育成事業を、市が統一的に、また直接行うのではなく、長期期間にわたり実施してきた事業の実績と地域住民が自ら地域の実情に即して行うためのノウハウを有し、効率的に事業展開を図れる団体は、上記の推進本部以外にはない。
7. 問合わせ先  
課名：青少年課 内線：2227



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－2
- 2 案件名 放課後の子どもの居場所づくり地域スタッフ支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内全域地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所 : 宝塚市仁川台289番1  
団体名 : 特定非営利活動法人 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し放課後子ども教室を実施している。市の事業として、それに関わる地域のスタッフ不足や後継者の育成・資質向上等人的課題解消等、市内各校区の放課後子ども教室の開催を支援する。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども教室推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名 : 青少年課 内線2227

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－3
- 2 案件名 思春期ひろば事業委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町外地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

5 契約相手方

住所： 宝塚市安倉西2-1-1  
団体名：（社）宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

（指定理由）

本事業は、不登校やひきこもりに悩む当事者や保護者が気軽に集うことができる場（ひろば）を提供し、当事者や保護者の自主性を尊重しながら地域住民が関わることができる環境を創り出していく事業である。平成21年度から国の補助を受けて事業を開始し、平成25年度途中で国の補助事業でなくなって以降も市の事業として当該団体を受託者として実施してきており、これまでの事業実施にあたっての具体的かつ実践的なノウハウの蓄積がある。当該団体としても、不登校・ひきこもりに対する事業を行っており、事業内容で類似した点が多いことから当該団体と連携した取り組みができるものと期待できる。さらに、各地域の地区センターなど当該団体のもつ地域ネットワークを有効に活用できることから他の事業者に委託する場合に比べて高い事業効果が見込まれるため、上記契約の相手方と特名随意契約を締結しようとするものです。

7. 問合わせ先

課名：青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－8
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市仁川宮西町外地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市仁川宮西町1-25  
団体名：仁川小 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： 青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－12
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市末成町外地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市末成町1-1  
団体名：末成小 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： 青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－14
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市中山桜台5丁目外地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市中山桜台4丁目25-1  
団体名：中山台子ども広場
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： 青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 家相委-1
- 2 案件名 宝塚市 24 時間電話家庭児童相談業務委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山 地内
- 4 契約期間 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日 ~  
令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所：西宮市小松西町 2 丁目 6 番 3 0 号  
社名：社会福祉法人 三光事業団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務では、18 歳未満の子どもを取りまく、家庭問題や子育ての悩みなどを相談員が受け、困っていることについて一緒に解決の方法を考えるとともに、必要に応じて宝塚市と連携し、相談者およびその家庭の支援を行う。  
当該法人は宝塚市で児童養護施設を運営しており、宝塚市の地域性や地域の雰囲気も理解している。加えてその職員は日々子どもと向き合っており、子どもの相談や保護者からの相談に対しても寄り添った相談が可能だと考える。また相談業務に関しても相談者に助言するだけにとどまらず、虐待通告等、内容に応じて宝塚市と連携を要するため、宝塚市内の児童養護施設が適当だと考える。  
近隣ではこれらの条件を満たし、仕様書と合致している法人は当該法人以外ないため、当該法人を特名随意契約の相手方とする。
7. 問合わせ先  
課名：家庭児童相談課 内線：4603

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委－9
- 2 案件名 環境問題市民啓発事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 契約日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字牛クラヒ42番地  
名称：環境都市宝塚推進市民会議
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項但し書該当  
  
(指定理由)  
平成8年に設立し長年の経験を持つ契約の相手方は、市域の環境保全活動団体や事業者等、立場の異なる団体で組織されている。  
そのため、市内の環境保全活動に多大な影響力を持っており、それらをうまく取りまとめ、幅広い知識を活用し様々な実践活動を行えるのは当該相手方以外にいないことから、当該相手方と特名随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先 課名：環境政策課 内線：2402

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号	宝環政委－１０
2 案件名称	令和５年度生物・生態系調査業務委託 (生態系スポット現状確認調査)
3 案件場所	宝塚市市内一円地内
4 契約期間	契約日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで
5 契約相手方	住 所：神戸市北区東有野台４丁目１５－１０ 団体名：特定非営利活動法人 野生生物を調査研究する会
6 指定理由	(根拠) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項 <u>２</u> 号 宝塚市契約規則第２０条第１項 <u>ただし書</u>  (指定理由) 当団体は、武庫川・猪名川流域を中心とした兵庫県南東部を拠点に発足し、地域に根差した活動として、自然観察会、河川流域調査、里山保全活動等の実績がある。また、環境カウンセラーに登録している会員が在籍しており、生態系に関する豊富な経験や専門的知識を有している。以上のことより、本件業務委託の調査を行うにあたって必要な諸要素を踏まえた質の高い調査活動を行うことができる唯一の当該団体と契約するものである。
7 問い合わせ先	課名：環境政策課（内線２４０３）



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ST-1
- 2 案件名 犬の登録の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付事務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和5年（2023）年4月1日～令和6年（2024）年3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市中筋3丁目33-28  
氏名： 兵庫県獣医師会阪神支部  
宝塚市獣医師会  
会長 井沢 周平

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付事務は、平成12年4月1日の狂犬病予防法の一部改正により都道府県から市町村に移譲された事務です。この業務に関する診療および保健衛生の指導を行う市内唯一の専門職種団体である宝塚市獣医師会に委託する。本市の事務負担を軽減するとともに、予防注射接種後の注射済票の交付が円滑になり、市民の利便性の向上が見込まれることから、同会と特名随意契約を締結するものです。

### 7 問い合わせ先

課名：生活環境課

内線：2522

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 4 - 7
- 2 案件名 し尿処理装置運転管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 6 年(2 0 2 4 年)2 月 2 9 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府高槻市芥川町 1 丁目 7 番 2 6 号  
社名：株式会社 クリタス
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

本市のし尿処理施設は老朽化に伴い、令和 5 年度末に取り壊しを予定しているため、単年ごとの契約となります。一方で、施設解体に向け、来年度から槽内汚泥の最終処理等の業務も必要となり、プラントの性能、特性、機能を熟知する必要があります。上記相手は、平成 1 8 年度以降において連続して落札しており、現時点において本プラントを最も熟知しているため、今回、上記相手と特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先  
課名： 管理課 内線： 8288

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 G-6
- 2 委託名 粗大ごみ受付センター運營業務委託
- 3 委託場所 宝塚市市内一円外地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所： 岡山市南区豊成2丁目7番16号  
社名： 株式会社 両備システムズ
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項第ただし書き 該当
- (指定理由) 本委託業務は、粗大ごみ受付システムの運用及び保守、コールセンターの運営管理を委託するものであり、平成30年4月から令和5年3月までの5年間、上記相手方と運營業務委託を結んでいます。当市が使用している受付システムは上記事業者が開発、当市向けにカスタマイズしたものであり、システムのソフトウェアの所有権及び著作権は事業者にあります。粗大ごみ受付センター運營業務については、令和6年度より新クリーンセンター施設のDBO事業者に移行する予定であるため、令和5年度については上記事業者と随意契約を結び、現行システムを継続して使用します。
7. 問合わせ先 課名： クリーンセンター業務課 内線： 8289

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 1 - 2 1
- 2 案件名 宝塚市ウェルネスツーリズム推進事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和6年（2024年）3月31日（日）
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県尼崎市南武庫之荘3-20-12  
社名：株式会社 地域環境計画研究所

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本事業は令和3年度より開始し、主に地域資源に着目した観光コンテンツの開発に取り組む業者の選定にかかるものである。

今年度は、地域資源を使った新たな観光コンテンツの更なる掘り起こしに加え、昨年度以前に採択された事業者及び事業へのアフターフォローを実施することで、新たな観光コンテンツとして磨きあげることが必要となっている。

同社は、令和3年度実施の公募型プロポーザルで選定され、過去2年間、当事業に取り組んだ実績がある。また、他の地域でも地域の事業者や団体と連携した事業に取り組むなど事業実績も豊富であり、事業3年目において本事業の継続性や拡張性を維持し、効率的な事業を展開するためには同社への委託が不可欠である。

以上の理由から、株式会社地域環境計画研究所と特名随意契約を行う。

7 問合わせ先

課名：観光企画課 内線：2412

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 - 1
- 2 案件名 若者就労支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～  
令和6年（2024年）2月22日
- 5 契約相手方 認定 NPO 法人 宝塚 NPO センター  
兵庫県宝塚市栄町2-2-1 ソリオ1-3階
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

本事業は、就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対して、学習や職場体験を通して働くイメージを育てることにより、就労意欲を高め、一人ひとりにあった適切な進路を発見し、継続就労が可能となるようなきめ細やかな就労支援を行う事業で、十分な実績と継続的に支援を行うことができる体制が求められる。

認定 NPO 法人宝塚 NPO センターは、これまでの実績により、速やかにかつきめ細やかな支援を行うことができ、また、厚生労働省が委託し実施する地域若者サポートステーション事業と連携することで、若者の自立に向けた支援を円滑に遂行することもでき、非常に高いクオリティでの事業実施が見込まれることから、特名随意契約相手方として指定する。

7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2406

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 - 2
- 2 案件名 就職氷河期世代リモート型就労支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～  
令和6年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方 株式会社 C o m p a s s  
兵庫県神戸市中央区浪花町 56 起業プラザひょうご内
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

本事業は、就職氷河期世代等の不安定な仕事に就いている、または無業の状態にある方やキャリアアップを望む方に対しSNS及びAIの技術に加えて、キャリアコンサルタントの専門知識を活用し、オンライン上で相談・支援体制を構築し、就労支援を行う事業で、専門的かつ高度な技術が求められる。事業開始にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を選定した。

令和5年度も引き続き、本事業を実施するにあたり、システムの運用及びキャリアコンサルティングで収集した個人情報の取扱等、前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計とすることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行うものである。

7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2406

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 3 - 5 5
- 2 案件名 手塚治虫記念館空調機器保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 (2024 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所 : 大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番 1 2 号  
社名 : ダイキン工業株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該業務は、手塚治虫記念館の空調機器の安全かつ衛生的で快適な環境を確保するため、空調機器に係るオンライン 24 時間監視 (異常監視装置・状態監視装置)、機能の維持のため必要な点検、調整、整備及び清掃がその主たる業務である。  
これらの監視装置は前記業者の製造によるものであり、他の業者が行うと責任の所在が曖昧になるため、当該業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問い合わせ先  
課名 : 手塚治虫記念館 内線 : 8250

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T33-54
- 2 案件名 手塚治虫記念館企画展業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都新宿区高田馬場4丁目32番11号  
社名： 株式会社手塚プロダクション
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
この業務は、企画展の企画構成・資料収集、解説文執筆、展示物制作及びこれらを搬入・展示することである。企画展は幅広い視点からテーマを設定して開催するが、その大半が手塚治虫氏とその作品をテーマにしたものである。前記の業者はこれらの一切を、手塚作品の著作権者として監修すべき立場にあり、さらに、手塚治虫記念館の存在意義や企画展の目的及び趣旨を熟知している。したがって、本件業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問合わせ先  
課名： 手塚治虫記念館 電話： 0797-81-2970



特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 消セ委 ー 1
- 2 委託名 消費生活法律相談業務委託
- 3 委託場所 宝塚市売布2丁目地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区橘通1丁目4番3号  
氏名： 兵庫県弁護士会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

弁護士法第32条に基づき、地方裁判所管轄地域を基本に設立されており、県下の唯一の機関であることから、他に高度な法律専門知識を有する団体がな  
いため、特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先

課名： 宝塚市消費生活センター 電話： 0797-81-4185

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消セ委－2
- 2 案件名 特定計量器定期検査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月 1日から  
令和5年(2023年) 5月31日まで
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号  
(兵庫県中央労働センター内)  
社名： 一般社団法人 兵庫県計量協会
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
特定計量器の定期検査は、計量法第26条により申請のあった者に対して当市が指定定期検査機関を定めて、計量法第20条第1項で定める「指定定期検査機関」に検査業務を行わせることができると規定されている。  
市が指定した機関は唯一申請のあった上記相手方のみであるため特名随意契約にて締結するものです。
- 7 問合わせ先 課名：宝塚市消費生活センター  
電話：0797-81-4185



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 3
- 2 案件名 有害鳥獣防除対策事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内 ただし仕様書に記載の実施場所に限る
- 4 契約期間 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日から令和 6 年 (2024 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所 : 宝塚市南口 1 丁目 1 番 2 号  
社名 : 一般社団法人兵庫県猟友会宝塚支部
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由) 有害鳥獣の捕獲・処理にあたっては、その生態や特性、生息地域の特色、わなの取扱、鳥獣保護法等の関係法令の専門的知識を有し、かつ、狩猟免許を所持し、狩猟全般について精通している者がその任にあたらなければならない。また、宝塚市内の住宅事情等を勘案しながら、捕獲を行わなければいけない。  
以上の理由により高度な技術かつ専門性を要する本業務は競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式による優先交渉権者を募集し、企画提案された内容について有害鳥獣防除対策事業委託プロポーザル審査会にて審査し、採点を行った。  
その結果、事業の目的に関する理解・知識が十分にあること、同種の業務実績が豊富かつ実施体制も明瞭で業務遂行能力が高いことなどが評価され、上記事業者が優先交渉権者として選定されたため、特名随意契約を行うものである。
- 7 問合わせ先  
課名 : 農政課 内線 : 2525

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 2
- 2 案件名 農会長事務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日～令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
社名： 宝塚市農会連合会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当  
(指定理由)  
市が行う農業施策推進のため、その事業内容について速やかに、かつ的確に農家に対して普及、浸透を図るとともに、各種農業施策に関する地域の連絡・調整等の業務の実施を委託する。  
宝塚市農会連合会は市内各集落の農会長で構成された団体であり、上記業務の円滑な推進を行える唯一の団体である
7. 問合わせ先  
課名： 農政課 内線： 2 4 1 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 7
- 2 案件名 宝塚市農地等情報総合ネットワーク管理システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番 2 1 号  
社名： 朝日航洋株式会社 神戸支店

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

当市の農地等情報総合ネットワーク管理システムは、農地台帳システムに加え、農地台帳の情報と地図を直接連動させるシステムを導入し、農地情報と地図情報を一元的に管理しています。

委託内容のうち、農地地図情報データの更新作業で必要となる地番図データと航空写真データは、当市資産税課所管のシステムにおいて当該業者が作成したもので、当該業者しか取り扱いできないデータであり、農地台帳の情報と地図との連動を効率的にシステムを構築できるのは当該業者であるため、特名随意契約を締結するものです。

7. 問合わせ先

課名：農業委員会

内線：2 4 2 6

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K-1
- 2 案件名称 外国人市民学習支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市中野町 地内ほか
- 4 履行期間 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市南口2丁目14番1-3号  
名称：特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該事業は、外国にルーツのある18歳以下の市民等(主に小・中学生)を対象とした学習支援教室と、保護者を含む成人外国人市民を対象とした日本語教室を実施するものです。  
こうした業務を推進していくには、本市における国際交流、外国人市民への対応の全般を熟知し、国際交流事業や外国人市民への支援業務等の実施経験が豊富であることが必要です。  
当該協会は、市民による任意団体として昭和63年に設立されて以来、本市の国際化のため国内外において積極的に活動を続けており、平成17年4月にはNPO法人格を取得した市民団体です。外国語に堪能し海外の文化に造詣の深い会員が多く、人材も豊富であり、外国人市民団体とも深いつながりがあります。また、平成20年度からは宝塚市立国際・文化センターの指定管理者に指定され、本市の国際交流、外国人支援の拠点施設の管理運営を行っています。  
当該事業は、平成22年7月に発生した市立中学校生徒宅火災事案を受けて、中学生がブラジル国籍であったことから、ブラジル国籍等の小・中学生を対象とした母語(ポルトガル語)教室や、保護者を含む外国人市民を対象とした日本語教室の実施に至ったことに端を発しており、当該団体は初年度から現在に至るまで当該事業を受託し、実施してきたことから、事業の継続性や支援内容の安定性確保の観点からも委託先として理想的であり、発展的な事業展開も望めます。  
こうした経緯から、当該業務については、同協会に委託することが最も適切であると考えます。
- 7 問合わせ先 課名：文化政策課 内線：2666

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 ソリオホール舞台吊物機構更新修繕

3 案件場所 宝塚市栄町2丁目 地内

4 契約期間 契約日～令和6年(2024年)2月29日(木)

5 契約相手方

住所：大阪府吹田市芳野町2番8号

社名：(株)サンケン・エンジニアリング 大阪支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

ソリオホールの舞台吊物機構については、平成5年(1993年)の開館時に(株)サンケン・エンジニアリングが納品しており、メンテナンス作業についてもこれまで同者が請け負ってきました。

今回の修繕内容は、同者が設置した吊物機構の一部である電動機、ブレーキ、リミットスイッチ及びギアオイルを更新修繕するもので、既設の設備と密接不可分の関係にあります。当該修繕は、同ホールの舞台吊物機構に精通し、日頃メンテナンス作業を実施している同者が行わなければ、装置の落下など安全性に影響を与えかねず、また不具合が生じた場合の責任の体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあります。

以上の理由により、(株)サンケン・エンジニアリングに対し、当該修繕を依頼することが最も適当であると考えます。

7. 問合わせ先

課名：文化政策課

内線：2666



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消－11
- 2 案件名 宝塚市消防本部自動ドア保守点検業務
- 3 案件場所 宝塚市伊子志3丁目外地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～  
令和10年(2028年)3月31日

5 契約相手方

住所： 尼崎市南武庫之荘5丁目2-18  
社名： ナブコドア株式会社尼崎営業所

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

自動ドアは機械本体の製造会社によって制御や仕様が異なります。  
消防本部西消防署合同庁舎外5施設に設置している自動ドアについては、  
全てナブコドア株式会社製であり、保守契約についても、これまで同社が  
対応してきたものです。

上記の相手方については、阪神間で唯一の直系保守サービス店であるとともに、  
対象機器への精通、故障時の対応等、現在に至るまでの保守対応に優れた実績があることから、引き続き契約を締結するものです。

7. 問合わせ先

課名：消防本部総務課 内線：71-2104

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消-1
- 2 案件名 宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター  
高機能消防指令システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市伊子志3丁目外 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～  
令和14年(2032年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターが運用している高機能消防指令システムは、119番受付指令装置・自動出動指定装置・地図検索装置・統合型位置情報通知装置・災害時要援護者向け緊急通報受付システム等の各装置を運用し、119番の受付から出動隊の指令までを行うシステムです。

各装置の基幹部分はメーカー基本プログラムで構成されていますが、宝塚市、川西市及び猪名川町の2市1町で共同運用するため、各市町別のカスタマイズされたプログラムが多岐に亘り設定されています。

複雑で多様なプログラム及び各装置を、24時間常に安定した状態で使用し続けるためには、指令システム及びプログラムを熟知し、迅速で確実な保守対応ができる業者が必要不可欠です。

上記に対応できるのは、本システムを開発、設置した日本電気株式会社のみであるため、同社を指定するものです。

7. 問い合わせ先

課名：指令課

内線：712830

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 378 号
- 2 案件名 学校給食用昇降機保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小林 5 丁目 外 地内
- 4 契約期間 令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から  
令和 6 年(2024 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9  
社名： 有限会社ダイキンエレベーター

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当該保守点検を行う学校給食用昇降機は 9 つの製造会社の昇降機が設置されています。各製造会社に当該保守点検を依頼したが、既に他業者の定期点検により自社製以外の部品を使用していることや、購入後長期間が経っていることから責任をもって修繕することが出来ないとの回答でありました。

本見積業者は平成 25 年度の昇降機大規模修繕において、各製造会社の昇降機に対応した部品交換をしており、各学校の昇降機の状況を熟知しています。また、本見積業者とは、平成 30 年から令和 4 年まで当該保守点検業務委託契約をしており、点検内容も熟知しています。本見積業者と契約締結することにより、安全で迅速な保守管理が行えることから、特名随意契約を締結するものです。

7. 問い合わせ先

課名： 学校給食課 内線： 2176

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－418
- 2 案件名 学校保健管理指導委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方 住所 宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号

(指定理由)

当該事業を委託しようとしている団体は、幼稚園・小中学校・高校等に校医を派遣し健診事業を実施するほか、児童生徒教師の健康管理に従事しています。また、感染症による学級閉鎖や感染拡大防止のため助言・協議など学校保健事業推進のための中枢機関として活動している団体で、今後についても持続可能な学校保健の管理指導を行っていくことができます。

よって、本団体を契約の相手方として指名するものです。

- 7 問合せ先 学事課 内線番号 2203

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-152
- 2 案件名 通学バス運行委託
- 3 案件場所 宝塚市西谷地区
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号  
社名： 阪急バス株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

### (指定理由)

西谷地区内における通学バス運行委託は、昭和30年代の西谷小学校上佐曾利分校と切畑分校の廃校及び本校への統合に伴い、遠距離通学・通園を強いられることになった園児、児童、生徒のために実施されたものである。上記事業者は、長年にわたり当該地域を営業地域としている唯一の路線バス事業者であり、その経験から地理や交通状況にも精通しているため、契約相手方とするものである。

### 7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線：2174

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-153
- 2 案件名 養護学校スクールバス運行管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市立 養護学校
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所： 伊丹市池尻3丁目224-3  
社名： フクユ観光バス株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

当該案件は市立養護学校に通う児童・生徒の通学時に、新型コロナウイルス感染症拡大の予防としてスクールバス内で密集状態を避けるために増便を行うものである。

令和3年度に養護学校が有する通学バスと同等のリフト付き車両を持込可能な業者へ見積したところ現契約相手方の1者のみであったため、令和3年9月から同社と委託契約と締結している。乗車する児童・生徒は全て支援を要する者で、スクールバス利用に当たり特別な配慮が必要であり、バス運行者との信頼関係が特に重要であるところ、入札実施により事業者が変更となった場合、児童・生徒及びその保護者、学校と委託事業者（及び事業者運転手等）との間でこれまでに構築された信頼関係の再構築を余儀なくされ、場合によっては業務の円滑な実施に支障が生ずる可能性も十分にあり得ることから、引き続き現在の委託事業者に継続して委託することが望ましい。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、車両持込で業務遂行が可能であるフクユ観光バス株式会社を指定する。

7. 問合わせ先

課名：教育企画課  
内線：2175

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管賃－38
- 2 案件名 市立宝塚小学校 仮設校舎賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市 川面1丁目 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：芦屋市浜町2番13号  
社名：大和金属工業 株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約の対象である仮設校舎については、児童増による教室不足を理由として、平成19年(2007年)3月2日付で賃貸借契約を大和金属工業株式会社と締結し、以後継続使用してきた経緯があります。

本校の教室不足はいまだ解消しておらず、仮設校舎が不要となる時期の目途が立っていません。以上の理由により、現在の仮設校舎を引き続き使用するため、上記事業者と再度契約を行います。

7 問合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-332
- 2 案件名 市立売布小学校 エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 売布が丘 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)5月1日 ～ 令和6年(2024年)9月30日
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30  
社名：三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
売布小学校には、三菱製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。  
エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。  
このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、メーカー系列の保守会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社を指定します。
7. 問い合わせ先 課名： 施設課 内線： 2187



(別紙 2)

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委—101
- 2 案件名 人権・同和教育振興委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市東洋町1番1号  
名称：宝塚市人権・同和教育協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

当該事業は宝塚市における人権・同和教育の推進と啓発の推進をめざすものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、昭和48年6月に部落差別の完全解消と同和問題の正しい理解の普及・高揚への取り組みを図るために発足した宝塚市人権・同和教育協議会に当該事業を委託しようとするものである。

また、当該事業を委託しようとしている同協議会は、人権教育の推進と啓発活動を通して人権文化都市の創造を図ることをめざし、市内の各種団体、機関及び個人をもって成る組織である。今日まで人権教育、啓発に係る調査研究・実践、研究会・市民集会等の開催など、市民の各層に人権尊重の理念を正しく浸透させるための人権教育及び啓発に取り組んできており、本市と連携協働しながら、これまでの取り組みから培った知識と経験を活かした人権・同和教育の継続的な啓発と推進が可能であり、本事業を推進するにふさわしい団体である。

よって、その事業の目的から同協議会以外に適した団体は存在せず、同協議会と契約を行うものである。

7 問合わせ

課名：学校教育課 内線：2238

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学使-1
- 2 案件名 学校図書館用 TOOLi—S ライセンス使用契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内 外
- 4 契約期間 令和 5 年(2023 年)4 月 1 日 ~  
令和 6 年(2024 年)3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所： 吹田市広芝町 18 番 24 号  
社名： 株式会社図書館流通センター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
市立学校図書館では、株式会社図書館流通センターが開発した図書データ (TOOLi—S) を使用することで、図書の検索及び貸出返却作業の簡略化を図っている。これを引き続き使用するため、開発元である同社を随意契約の相手方とする。
- 7 問合せ先 学校教育課 (内線 : 2208)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委-102～学教委-114
- 2 案件名 「トライやる・ウィーク」推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内中学校地内
- 4 契約期間 契約日～令和6年(2024年)2月29日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市立各中学校  
名称：各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当  
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項  
地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）実施要項  
県教委交付金交付要綱

(指定理由)

当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、中学校区により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。

また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該中学校の校長を代表とする団体で、「トライやる・ウィーク」事業を円滑に推進することを目的としており、市立中学校長、教頭、その他教諭やPTAが構成委員であるので、各中学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。

よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。

### 7 問合せ先

学校教育課（内線：2208）

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委—17～40
- 2 案件名 小学校体験活動事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各小学校 地内  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・中山桜台小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・中山五月台小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小)
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)2月15日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市内各小学校  
社名：小学校体験活動推進委員会  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・中山桜台小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・中山五月台小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当  
環境体験事業実施要項及び自然学校推進事業実施要項  
  
(指定理由)  
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、小学校体験活動推進委員会により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各小学校体験活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。  
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該小学校の校長を代表とする団体で、小学校体験活動推進事業を円滑に推進することを目的としており、市立小学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各小学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。  
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先  
課名： 学校教育課 内線： 2272

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－8
- 2 案件名 令和5年度宝塚市学校支援地域本部事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）4月1日～令和5年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市東洋町1番1号  
社名：宝塚市学校支援地域本部事業実行委員会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号 該当  
  
(指定理由)  
宝塚市においては、学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを進めている。その推進にあたって、市は平成20年度より地域全体で学校教育を支援することを通して、地域と学校との連携体制の構築を図ることを目的として、契約相手方にその事業を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。  
当該事業を委託しようとしている団体は、学校支援ボランティア活動に関係する、社会教育委員、PTA代表、ボランティア、学校長等が構成員であり、学校を地域が支援することについて、それぞれ豊かな知識や実践経験があり、本事業を推進するにふさわしい団体である。
- 7 問合わせ先  
課名：社会教育課 内線：2222

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委 第2号
- 2 案件名 宝塚市立図書館中山台分室窓口等業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市立図書館中山台分室  
宝塚市中山桜台5丁目15番2号(中山台コミュニティセンター2階)
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月1日 から 令和6年(2024年) 3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所 宝塚市中山桜台5丁目15番2号  
社名 中山台コミュニティ
- 6 指定理由  
(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書  
(指定理由) 中山台コミュニティは、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化・学習・健康増進・福祉活動を促進し、住民が連携して地域総合コミュニティづくりに寄与することを目的に設立された中山台ニュータウン区域内に居住する住民によって構成された組織である。  
市立図書館中山台分室は、同団体が指定管理者となっている中山台コミュニティセンター内にあり、同団体の「まちづくり計画」(平成16年11月策定)においても住民主体の管理運営が検討されており、本市が示す「宝塚市協働の指針」の概念とも一致することから平成22年度から同団体に窓口等業務委託を締結している。  
令和4年度も、中山台コミュニティセンター内での本業務において、市民協働の目的を達成する相手方としては、中山台コミュニティのほかには契約の相手方はないため、上記の相手方と契約する。
- 7 問合わせ先 中央図書館 電話: 84-6121

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社賃借-5
- 2 案件名 図書館システム賃貸借及び保守に関する契約(再リース)
- 3 案件場所 宝塚市清荒神1丁目外 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月1日 から  
令和6年(2024年) 3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由  
(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
(指定理由) 本案件は、令和5年3月31日をもって5年間の契約期間が終了するリース契約の再リースです。  
システムを構成する機器やソフトウェアの保証期間が引き続き1年間確保できることから、経費削減のため、再リースを行うことが適当と判断し、賃貸人である上記業者を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先 中央図書館 電話 84-6121

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図賃 第6号
- 2 案件名 図書館システム賃貸借及び保守に関する契約(小浜・安倉分室追加分)
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目2-1
- 4 契約期間 令和5年(2023年) 4月1日 から  
令和6年(2024年) 3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由  
(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
(指定理由) 本案件は、令和5年3月31日をもって5年間の契約期間が終了するリース契約の再リースです。  
システムを構成する機器やソフトウェアの保証期間が引き続き1年間確保できることから、経費削減のため、再リースを行うことが適当と判断し、賃貸人である上記業者を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先 中央図書館 電話 84-6121



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教ス委－35
- 2 案件名 松江市交流事業委託業務
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目外 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)4月1日～令和5年(2023年)9月30日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜1丁目1-11  
社名：公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書 該当  
  
(指定理由) 当該事業を委託しようとしている団体は、宝塚市のスポーツ振興を目的として設立された団体であり、宝塚市が推し進めるスポーツ事業を円滑に推進することを主たる目的としていることから、本事業を実施できる唯一の団体である。よって、その事業の目的から競争入札に適しないという地方自治法施行令第167条の2第1項第2号より指定する。
- 7 問い合わせ 課名：スポーツ振興課 内線：2215